

# 第2次 志布志市自殺対策計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



いのち支えあう「志」のまち志布志

令和6年3月  
鹿児島県 志布志市



はじめに

## いのち支えあう「志」のまち志布志



我が国の自殺者数は減少傾向にあるものの、他の先進国より高水準となっており、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化するなど、依然として深刻な状況が続いています。

本市においては、平成30年から令和4年までの自殺死亡率は、いずれも鹿児島県及び国よりも高くなっており、依然として尊いのちが失われている状況にあります。

自殺は、その多くが個人の意思だけではなく、社会的要因が複雑に絡み合い、問題が深刻化した時に起こる「追い込まれた末の死」と言われています。そうした状況に陥る前に、当事者がSOSを発信でき、また周囲がそのSOSに気づいて手を差し伸べることができる地域社会をつくるのが大切です。

自殺で亡くなる方を一人でも多く減らし、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、この度第2次志布志市自殺対策計画を策定いたしました。

この計画をもとに、関係機関や関係団体をはじめ、まちの主役である市民の皆様の御理解御協力をいただき、「いのち支えあう「志」のまち志布志」の基本理念のもと、地域で安心して暮らすことができるまちの実現を目指してまいります。

結びに、本計画の策定に御尽力いただきました志布志市健康づくり推進協議会及び志布志市自殺対策ネットワーク会議の皆様をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民、関係機関・関係団体の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和6年3月

志布志市長 **下平 晴行**



## 第2次 志布志市自殺対策計画 目次

第1章 計画策定の趣旨等 .....	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の数値目標.....	3
第2章 志布志市における自殺の現状 .....	4
1 各種統計データから見る志布志市の自殺の現状.....	4
2 住民意識調査結果.....	10
第3章 これまでの取組と評価 .....	23
1 数値目標の達成状況.....	23
2 本市の自殺対策における課題.....	25
第4章 いのち支える自殺対策における取組.....	27
1 自殺対策の基本理念.....	27
2 SDGsとの関連.....	28
3 評価指標.....	29
4 基本認識.....	30
5 基本方針.....	31
6 基本施策.....	34
7 重点施策.....	41
第5章 自殺対策の推進体制等 .....	46
1 地域におけるネットワーク.....	46
第6章 参考資料 .....	48
1 第2次計画における生きる支援関連施策一覧.....	48
2 志布志市自殺予防対策相談窓口一覧.....	52
3 鹿児島県内のこころの健康・いのちに関する相談機関.....	55
4 全国のこころの健康・いのちに関する相談機関.....	56
5 大隅地域の精神科及び心療内科医療機関一覧.....	58
6 自殺対策基本法.....	59
7 自殺総合対策大綱（概要）.....	63
8 志布志市健康づくり推進協議会設置要綱.....	65
9 志布志市自殺対策ネットワーク会議設置要綱.....	67
10 志布志市自殺対策推進本部規程.....	69
11 志布志市自殺対策計画 策定経過.....	71



# 第1章 計画策定の趣旨等

## 1 計画策定の背景と趣旨

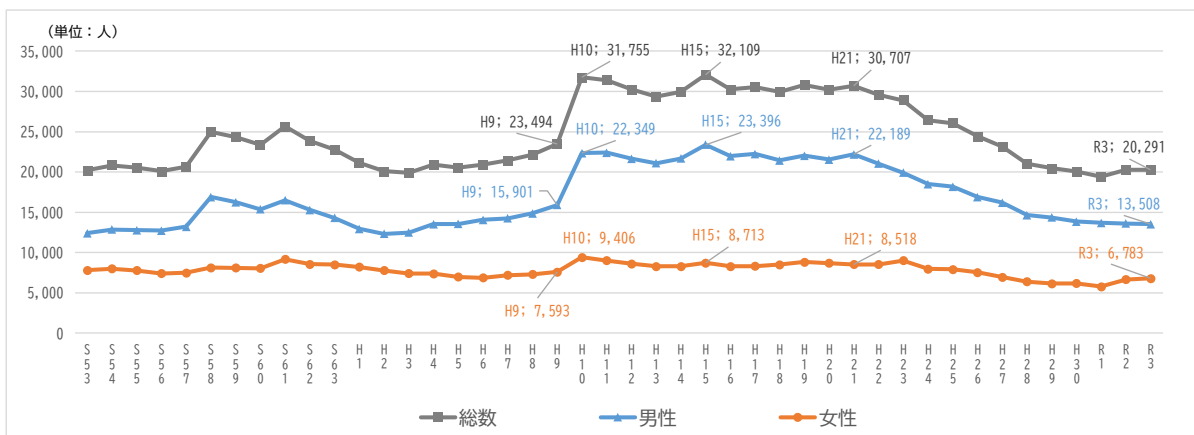
### (1) 背景

我が国の自殺対策は、平成 18（2006）年に自殺対策基本法が制定されて以降大きく前進しました。「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国を挙げて自殺対策を総合的に推進した結果、自殺者数の年次推移は平成 21（2009）年から令和元（2019）年に減少するなど、一定の成果を上げています。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことにより、令和 2（2020）年には 11 年ぶりに前年を上回りました。我が国の自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺による死亡率）は、依然として G 7 諸国の中で最も高く、自殺者数も毎年 2 万人を超える水準で推移していることから、非常事態は続いている状況です。

このような中、令和 4 年 10 月、新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、地域自殺対策の強化などが示されました。

また、この新たな大綱で示された「子ども・若者の自殺対策」として全国で増加する子どもの自殺を防ぐため、令和 5 年 6 月 2 日「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられました。

【自殺者数の推移（全国）】



資料：人口動態統計

### (2) 趣旨

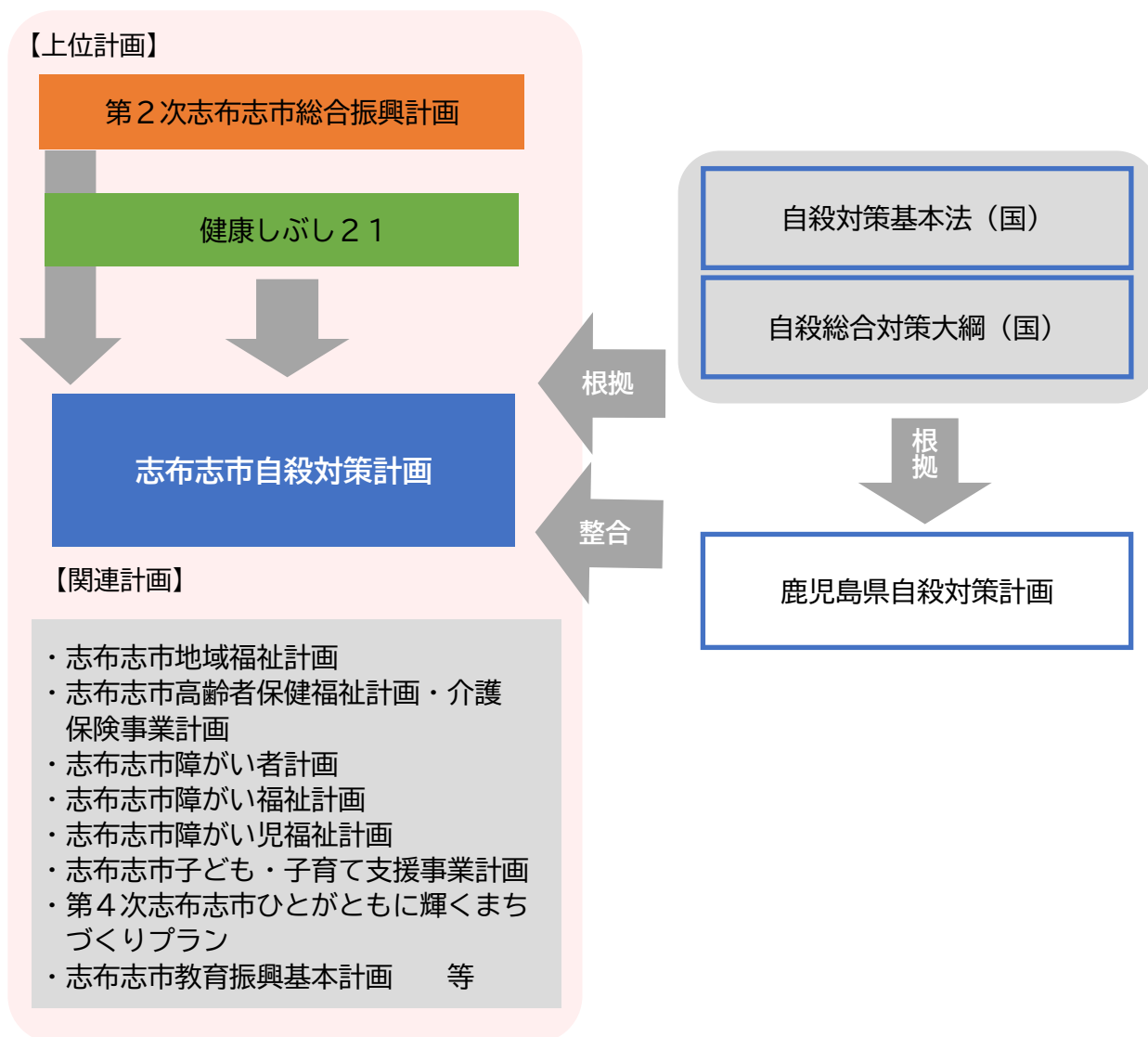
本市では、平成 30 年 9 月に自殺対策の関係機関・団体等と連携を図り、総合的な自殺対策の検討を行う場として、「志布志市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、令和元年 5 月に自殺対策を推進するための具体的な取組を定めた「志布志市自殺対策計画」を策定し、関係機関と連携を図りながら、全庁的な取組として自殺対策を推進してきました。

この計画が令和 5 年度で満了となることから、令和 4 年 10 月に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱の内容を反映させるなどの見直しを行い、「第 2 次志布志市自殺対策計画」として定めたものです。

## 2 計画の位置付け

- 本計画は自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として定めたものです。
- 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第3条の規定に基づく市の状況に応じた施策を体系的に示す計画です。
- 国の自殺総合対策大綱（令和4年10月）が定める「生きることの包括的な支援」としての自殺対策に関する必要な支援を誰もが受けられるよう、全事業の中から「生きる支援」に関連する事業、つまり既存の事業を最大限活かすための計画です。
- 「志布志市総合振興計画」「健康しぶし21」を上位計画として、その他関連する各種計画との整合性を図りながら、自殺対策を推進していきます。

### ■計画の位置づけ





### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

また、国や県の施策と連動する必要があることから、国の動向や社会情勢の変化に配慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。

### 4 計画の数値目標

本市においては、令和4年の自殺死亡率（人口動態統計）が26.5となり基準年とした平成27年の27.2と比べると0.7減少しています。また、国の新たな自殺総合対策大綱で、「令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる」と旧大綱の数値目標を継続することが示されていることから、令和8年の数値目標を「19.0以下」とします。

さらに、計画最終年の令和10年の数値目標としては、令和8年を維持、減少を目指し「19.0以下」とします。

#### ■志布志市の自殺対策数値目標

##### ①自殺死亡率

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	27.2	26.5	19.0以下	19.0以下

##### ②年間自殺者数

項目	平成27年 (基準年)	令和4年 (現状)	令和8年	令和10年
年間自殺者数	9人	8人	5人以下	5人以下
(参考) 総人口の実績及び推計値	33,096人	29,808人	27,846人 (R7)	25,946人 (R12)

※自殺者数は総人口に自殺死亡率を乗じて算出しました。令和8年及び令和10年の算出にあたっては、総人口の推計が国勢調査をもとに5年ごととなっているため最も近い年度である令和7年と令和12年の推計値をそれぞれ用いています。

## 第2章 志布志市における自殺の現状

### 1 各種統計データから見る志布志市の自殺の現状

本市の自殺の現状を把握するために、各種統計データを全国や鹿児島県と比較して分析しました。本市の数値は全国や鹿児島県に比べ増減が大きくなる傾向がみられ、これは母数となる人口が少ないことが一因と言えます。そのため、一時点の数値で判断することなく、5年集計を活用したり、国・県の数値を踏まえて現状を分析しています。

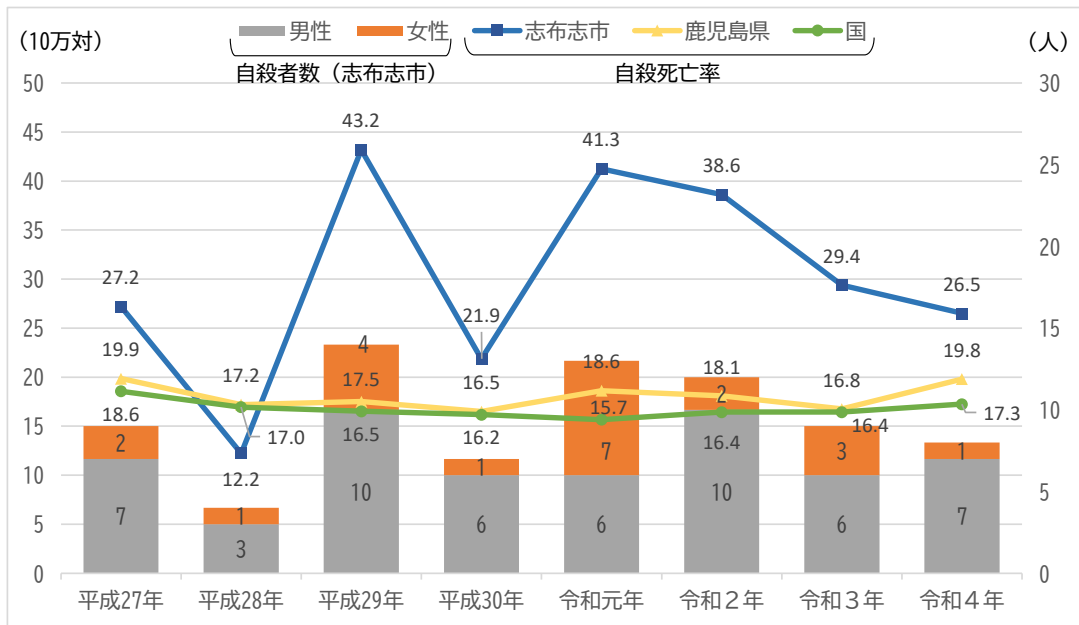
#### (1) 自殺者数及び自殺死亡率の状況

本市の平成30年から令和4年までの5年間に自殺で亡くなった人の数は49人（年間平均9.8人）、自殺死亡率の平均は31.5であり、鹿児島県（17.4）及び国（16.4）よりも高くなっています。

全国における自殺者数は、令和元年までは減少傾向で推移していましたが、令和2年以降増加に転じ高止まりの状況となっています。鹿児島県における自殺者数は、令和4年は318人であり、令和3年より47人増加しています。

また、平成27年から令和4年の自殺者の性別の年次推移をみると、令和元年以外において女性より男性が多くなっています。

図表1：自殺者数と自殺死亡率の推移（平成27～令和4年）



#### ■全国、鹿児島県、志布志市の自殺者数の推移

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
志布志市	9	4	14	7	13	12	9	8
鹿児島県	336	289	292	273	306	295	271	318
国	23,806	21,703	21,127	20,668	19,974	20,907	20,820	21,723

資料：地域の自殺の基礎資料（厚生労働省）・自殺統計（警察庁）

## (2) 自殺者の性・年代別の状況

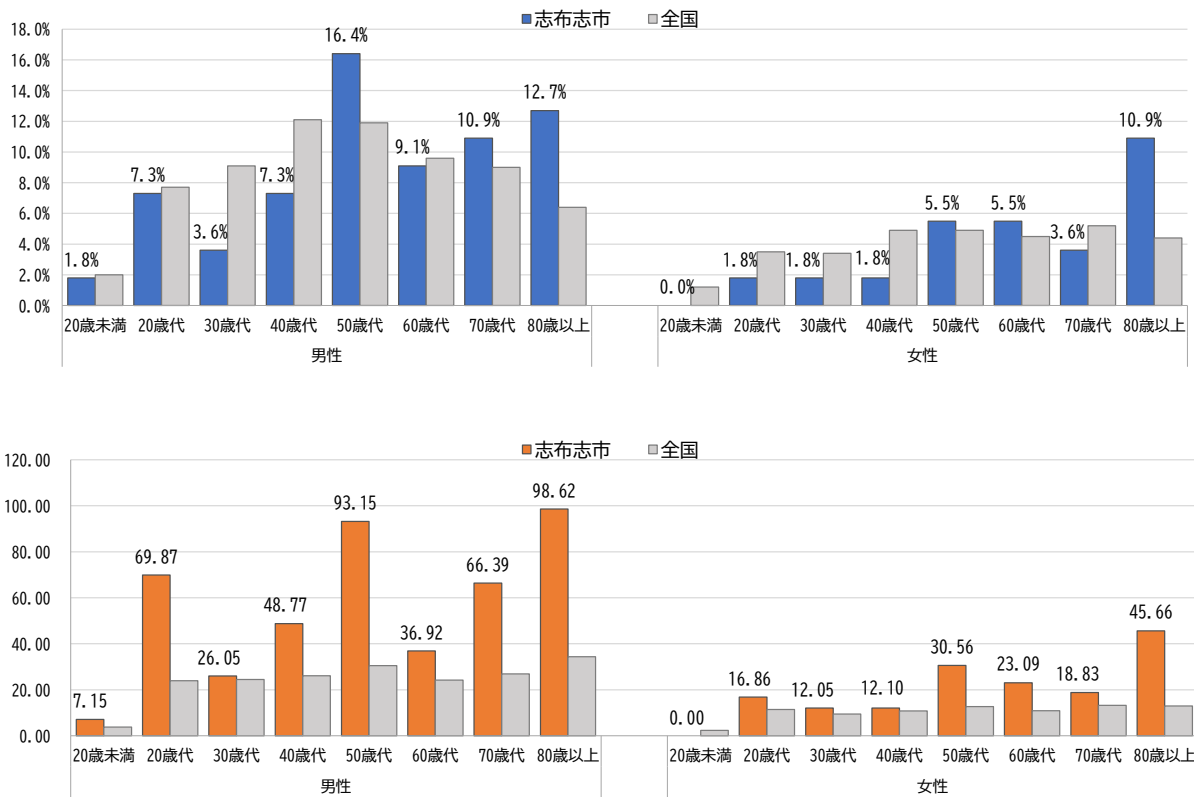
性・年代別の自殺者割合をみると、男性では50歳代と80歳以上の割合が高くなっており、女性では80歳以上の割合が高くなっています。

また、性・年代別の平均自殺死亡率（10万対）をみると、80歳以上の男性が98.62と最も高く、全国との差も大きくなっています。

図表2：性・年代別の自殺者割合（平成29～令和3年集計）

年齢区分	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上	不詳	合計
男性	1	4	2	4	9	5	6	7	0	38
女性	0	1	1	1	3	3	2	6	0	17
合計	1	5	3	5	12	8	8	13	0	55

図表3：性・年代別の割合（平成29～令和3年集計）



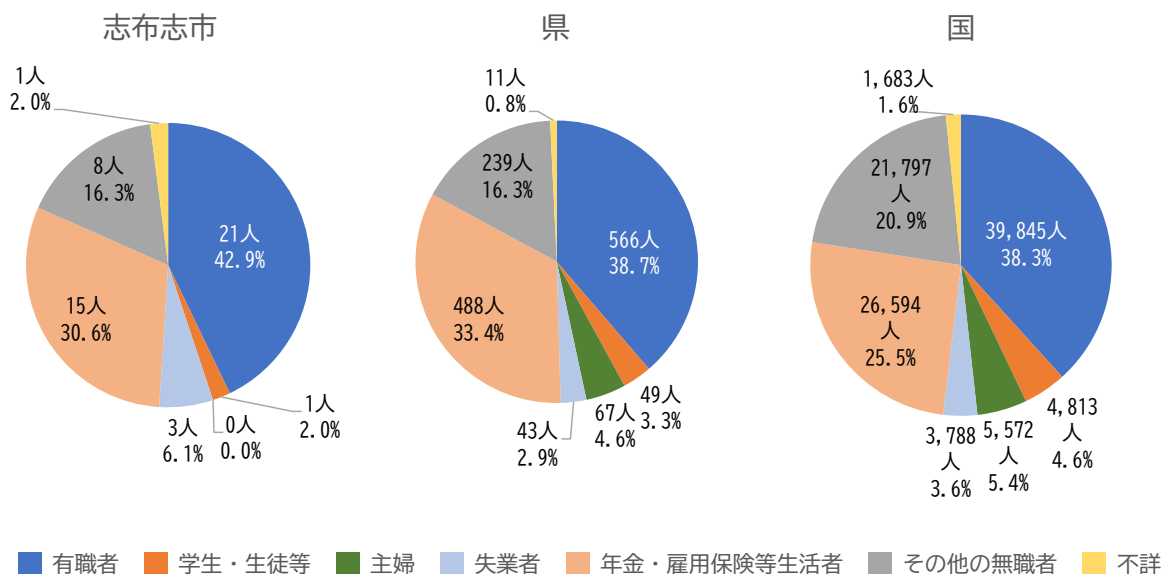
資料：地域自殺実態プロファイル 2022 年版

### (3) 自殺者の職業別の状況

平成30年から令和4年の自殺者の職業別の状況を見ると、無職者の割合が55.0%と最も高くなっています。その内訳をみると「年金・雇用保険等生活者」の割合が30.6%と多い状況です。

また、「有職者」の割合は42.9%となり、全国・鹿児島県より高くなっています。

図表4：職業別自殺者数の割合（平成30～令和4年集計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

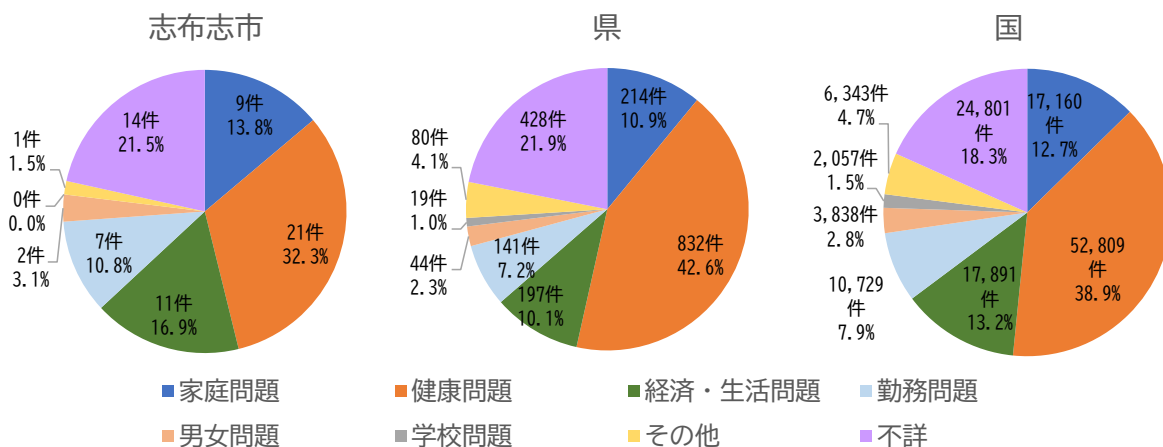


#### (4) 自殺者の原因・動機の状況

平成30年から令和4年の自殺者の原因・動機の状況をみると、「健康問題」の割合が32.3%と最も高く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」の順となっています。この順番は、県、全国と同様の傾向となっています。

社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化、複合化しており、このような問題が最も深刻化した時に自殺は起きる可能性が高くなります。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で起きている」とする調査もあります。

図表5：原因・動機別自殺者数の割合（平成30～令和4年集計）

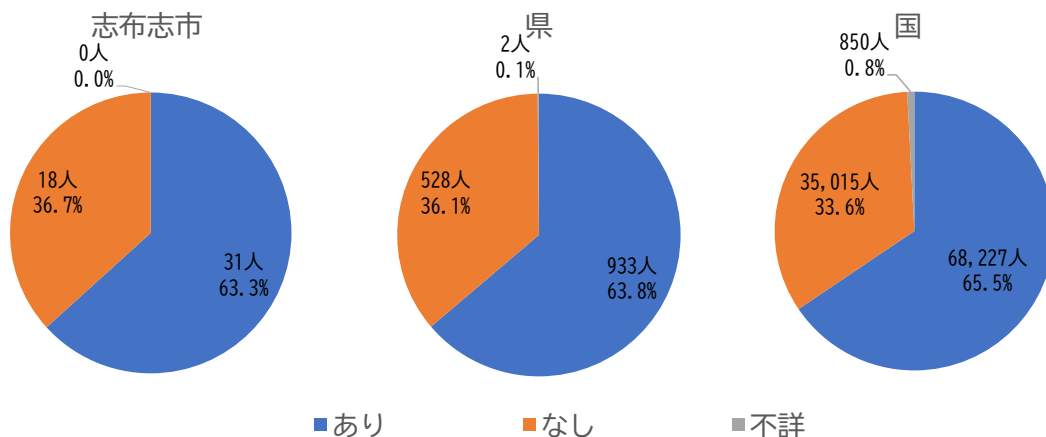


資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

#### (5) 自殺者の同居人の状況

平成30年から令和4年の自殺者の同居人の状況をみると、「あり」の割合が63.3%となっています。

図表6：同居人の有無（平成30～令和4年集計）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（自殺日・住居地）

## 第2章 志布志市における自殺の現状

### (6) 本市の自殺の特徴（2017～2021年合計）＜特別集計（自殺日・住居地）＞

いのち支える自殺対策推進センターのプロファイルによって以下の5区分が抽出されました。

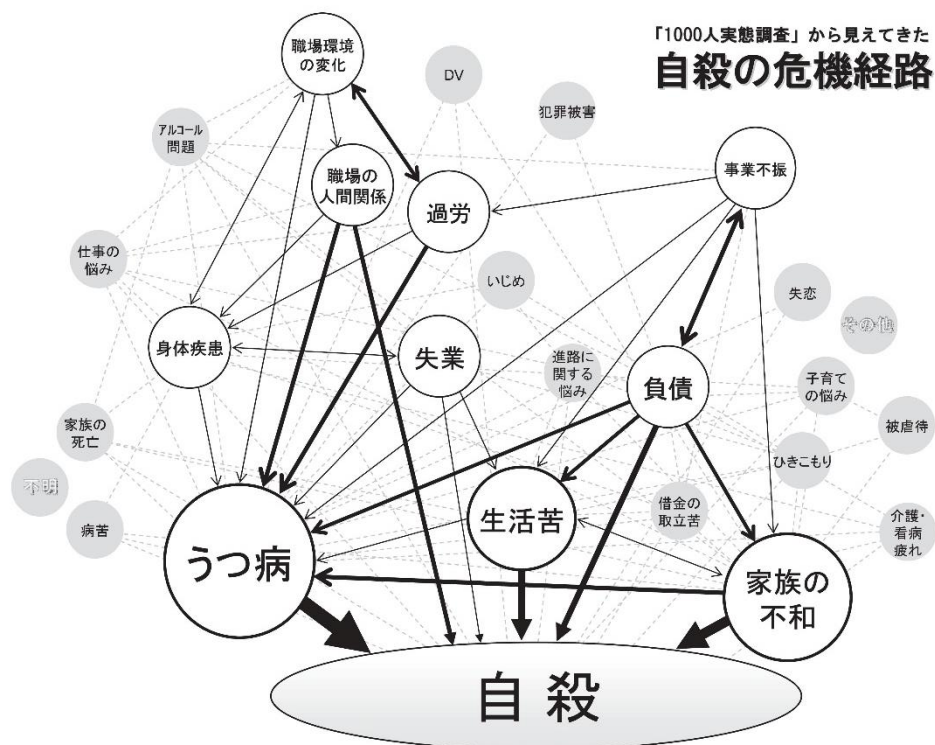
自殺者の特性上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率* (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路**
1位: 男性 60歳以上無職同居	7	12.7%	61.2	失業(退職)→生活苦+介護の悩み (疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 男性 40～59歳有職同居	6	10.9%	49.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み +仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位: 女性 60歳以上無職同居	6	10.9%	36.5	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
4位: 男性 60歳以上無職独居	5	9.1%	151.8	失業(退職)+死別・離別→うつ状態 →将来生活への悲観→自殺
5位: 男性 40～59歳無職独居	3	5.5%	831.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

資料：地域自殺実態プロフィール2022年版  
警察庁自殺統計原票データを厚生労働省（自殺対策推進室）にて特別集計

・区分の順位は自殺者数の多い順で、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順とした。

\* 自殺死亡率の算出に用いた人口（母数）は、総務省「令和2年国勢調査」就業状態等基本集計を基にJSCPにて推計したもの。

\*\* 「背景にある主な自殺の危機経路」は、ライフリンク「自殺実態白書2013」を参考に推定したもの（詳細は付表の参考表1参照）。自殺者の特性別に見て代表的と考えられる経路の一例を示しており、記載の経路が唯一のものではないことに留意いただきたい。



資料：※自殺実態白書2013（NPO法人ライフリンク発行）

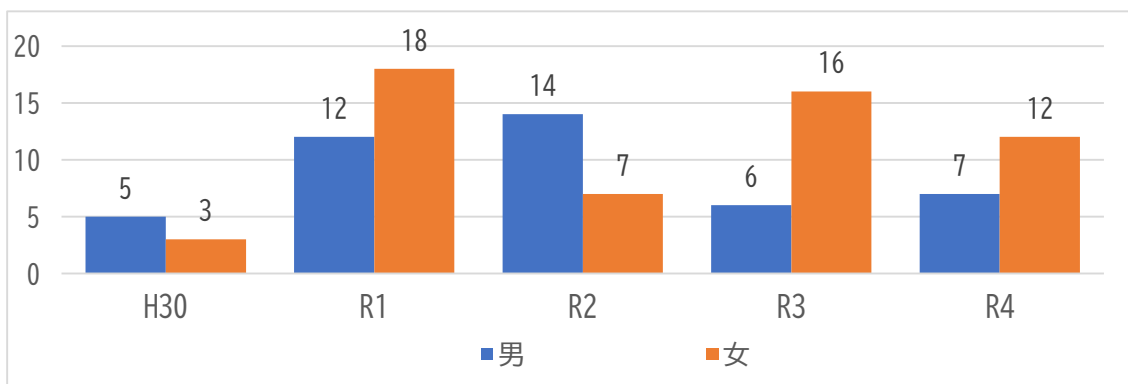
(7) 自損行為に伴う救急活動の状況

① 志布志市における自損行為件数 (単位：件)

近年の本市における自損行為件数は女性が多くなっています。

	H30	R1	R2	R3	R4
男	5	12	14	6	7
女	3	18	7	16	12
不明	0	0	0	0	0
合計	8	30	21	22	19

(提供：曾於地区消防組合)

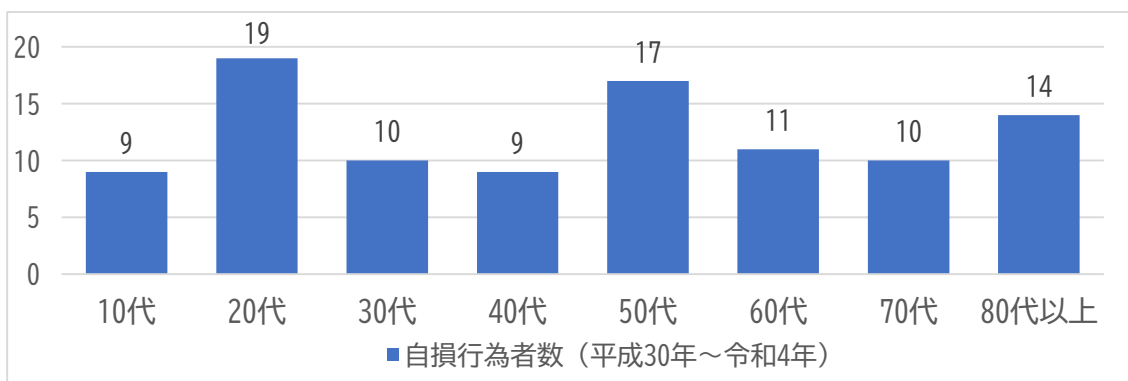


② 志布志市における年代別自損行為者数 (平成30年～令和4年) (単位：人)

本市における自殺者数は50代、80代以上が多いが、20代の自損行為件数も多く、若者への対策が必要です。

	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	年齢不詳
平成30～令和4年	9	19	10	9	17	11	10	14	1

(提供：曾於地区消防組合)



## 2 住民意識調査結果

### (1) 調査の概要

#### ①住民（18歳以上）

調査の目的	市民のこころの健康に関する現状の把握、自殺に対する考え方を明らかにすることで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した第2次志布志市自殺対策計画の策定や今後の自殺対策に活かすこと
調査の対象	志布志市内在住で18歳以上の人1,500人 (住民基本台帳から無作為抽出)
調査方法	郵送配布、郵送あるいはインターネット回収による調査
調査期間	令和5年7月～8月
回収状況	配布数：1,500件 回収数：442件（回収率：29.5%）

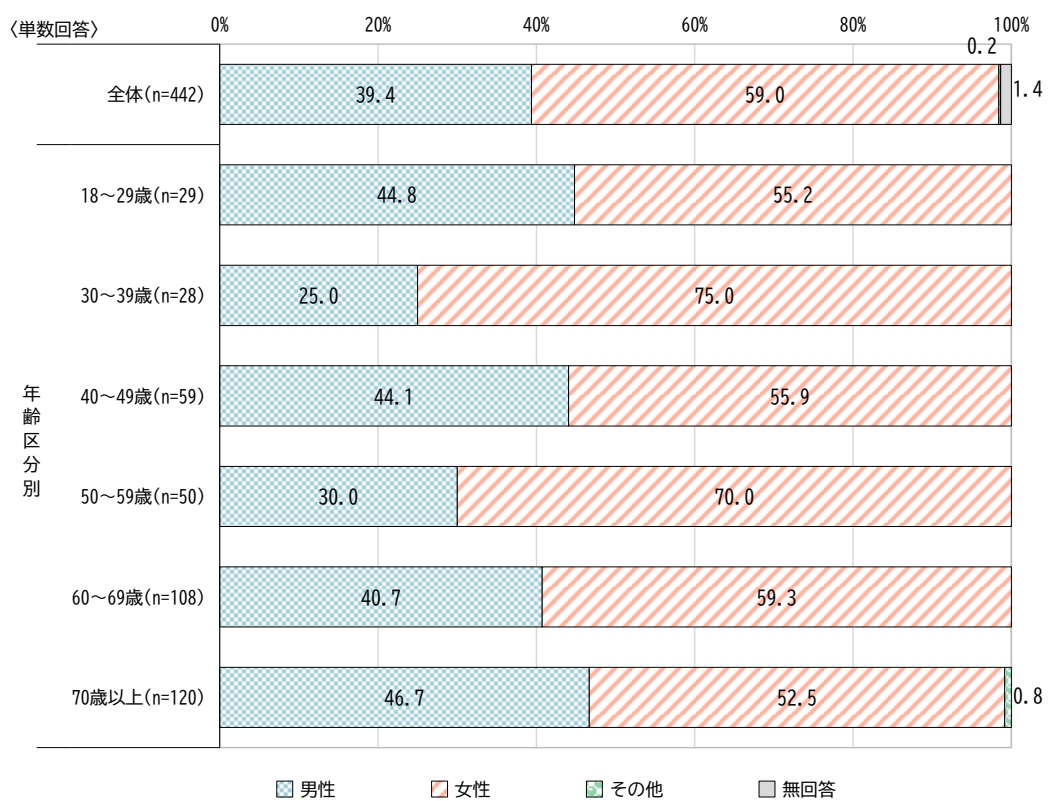
#### ②小・中学生

調査の目的	市内の小中学生の日常生活の様子や考えを把握することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指した第2次志布志市自殺対策計画の策定や今後の自殺対策に活かすため。
調査の対象	志布志市立小・中学校に在籍する 小学6年生：309名 中学3年生：301名
調査方法	学校での配布・回収
調査期間	令和5年7月
回収状況	合計 516件（84.6%） (内訳) 小学6年生：264名、中学3年生：252名



(2) 住民（18歳以上）の主な調査結果

■回答者（18歳以上の市民）

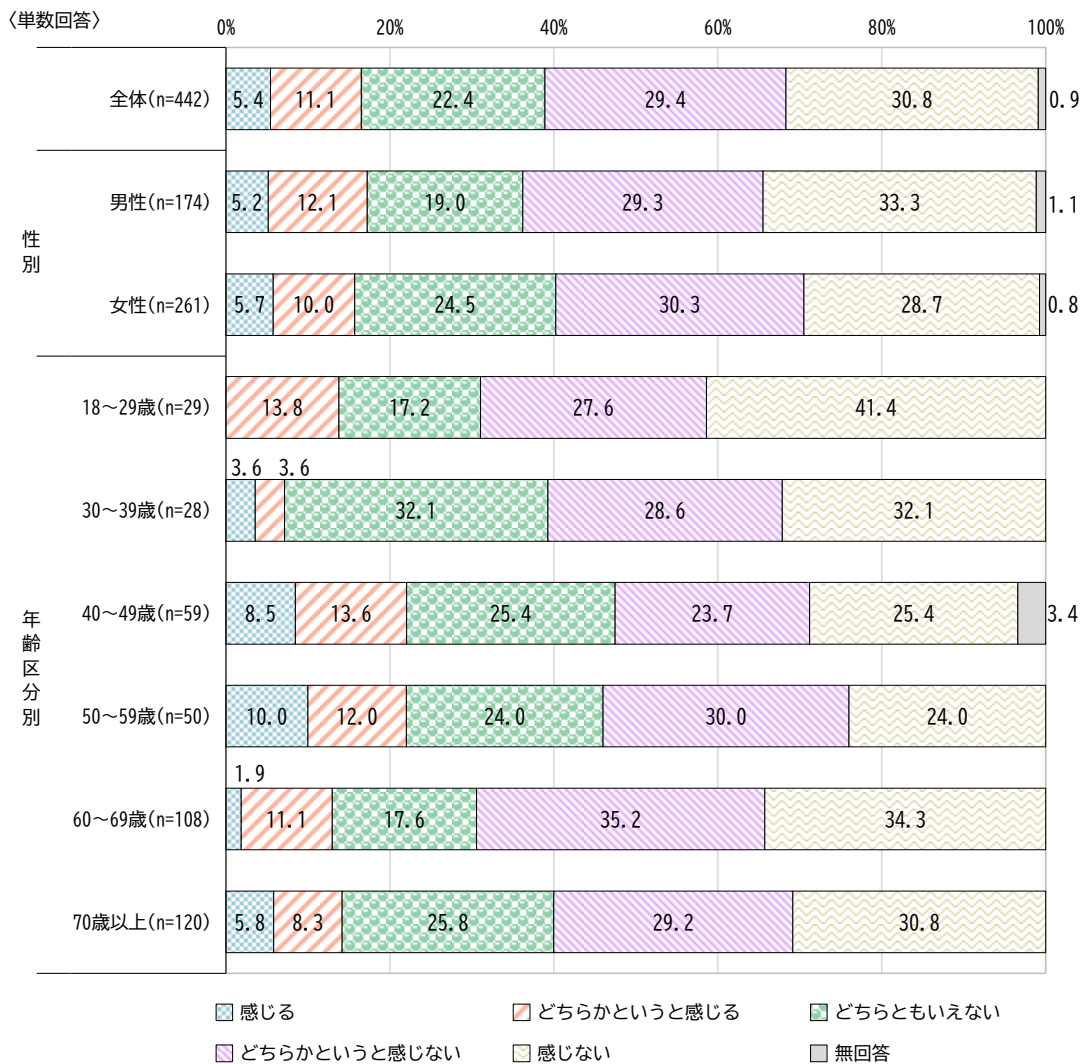


## 第2章 志布志市における自殺の現状

### ① 現在、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じている人の状況

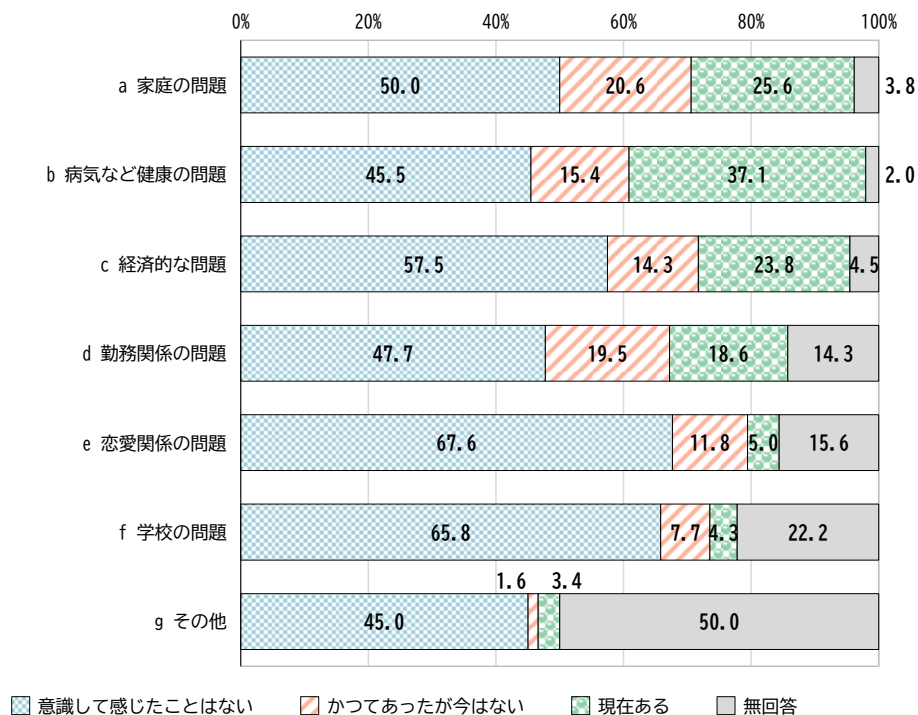
- ◇ 普段の生活で孤独を感じている人の割合は、16.5%となっています。
- ◇ 現在、悩みやストレス等の問題を抱えている人の内容は「病気など健康の問題」「家庭の問題」の割合が高くなっています。
- ◇ 悩みやストレスを感じた時に、「助けを求めたり、誰かに相談したいと思う」人の割合は6割に近くなっています。

#### ■ 普段の生活で孤独を感じること



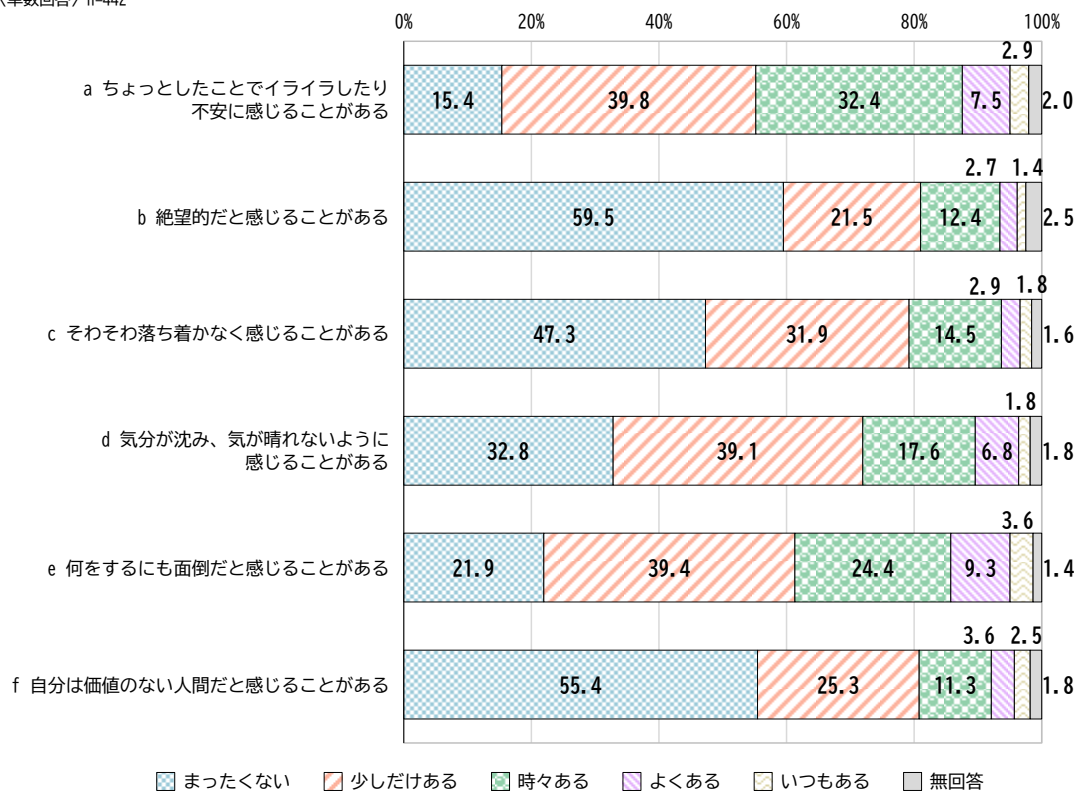
■悩みや苦勞、ストレス、不満を感じること

〈単数回答〉n=442



■日々の生活の中で感じること

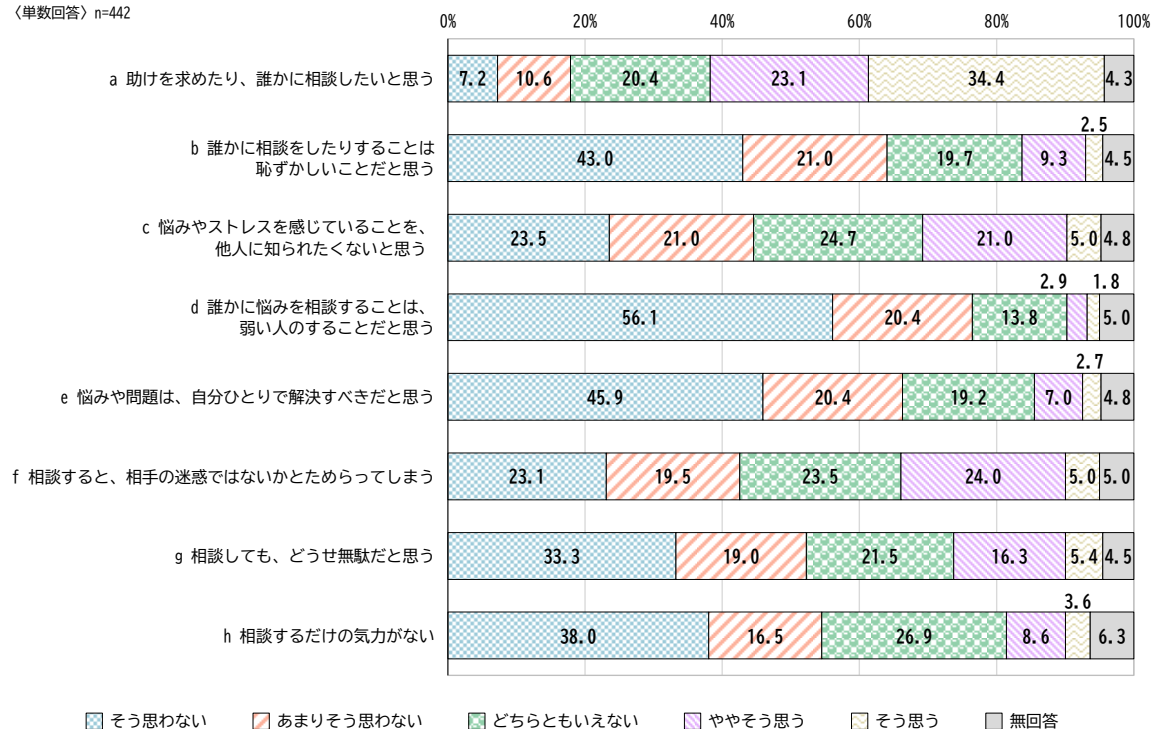
〈単数回答〉n=442



## 第2章 志布志市における自殺の現状

### ■悩みやストレスを感じた時の考え方

〈単数回答〉n=442

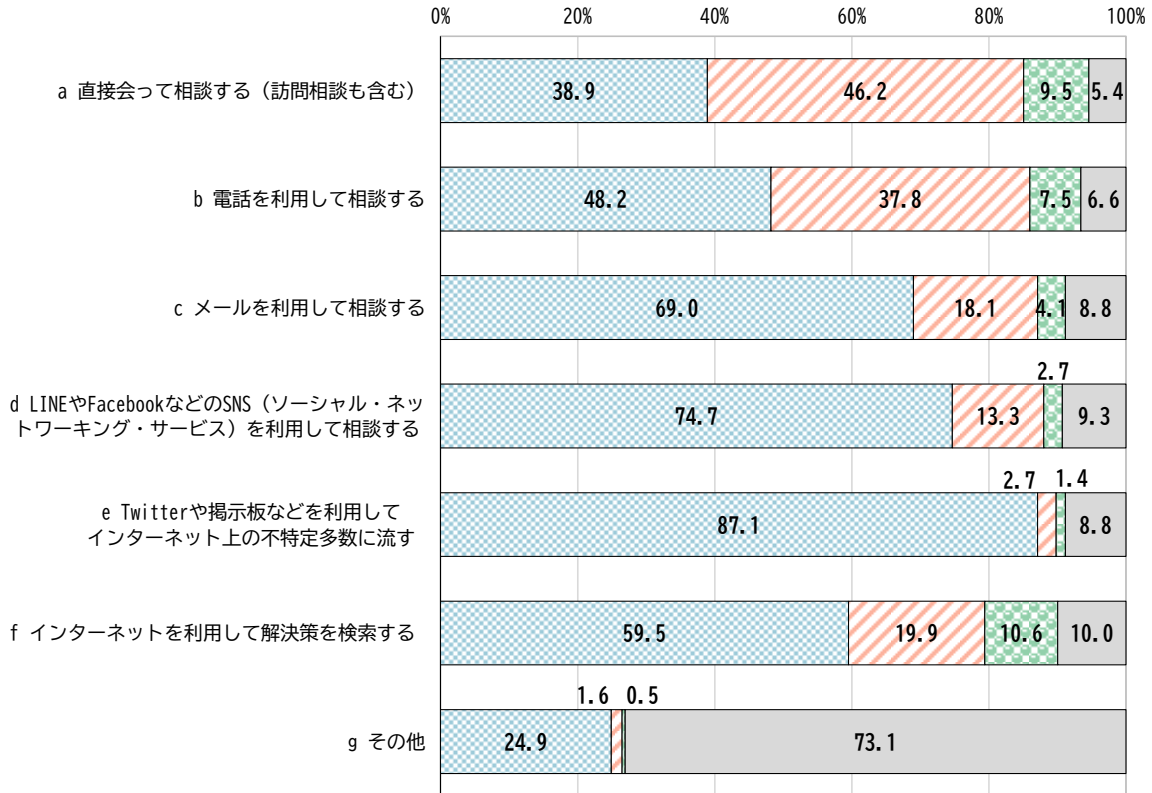


② 相談について

◇相談方法については「直接会って相談する」と「電話を利用して相談する」の割合が高くなっています。

■相談方法

〈単数回答〉n=442



■ 利用しないと思う   
 ■ 実際にしたことはないが利用すると思う   
 ■ 利用したことがある   
 ■ 無回答

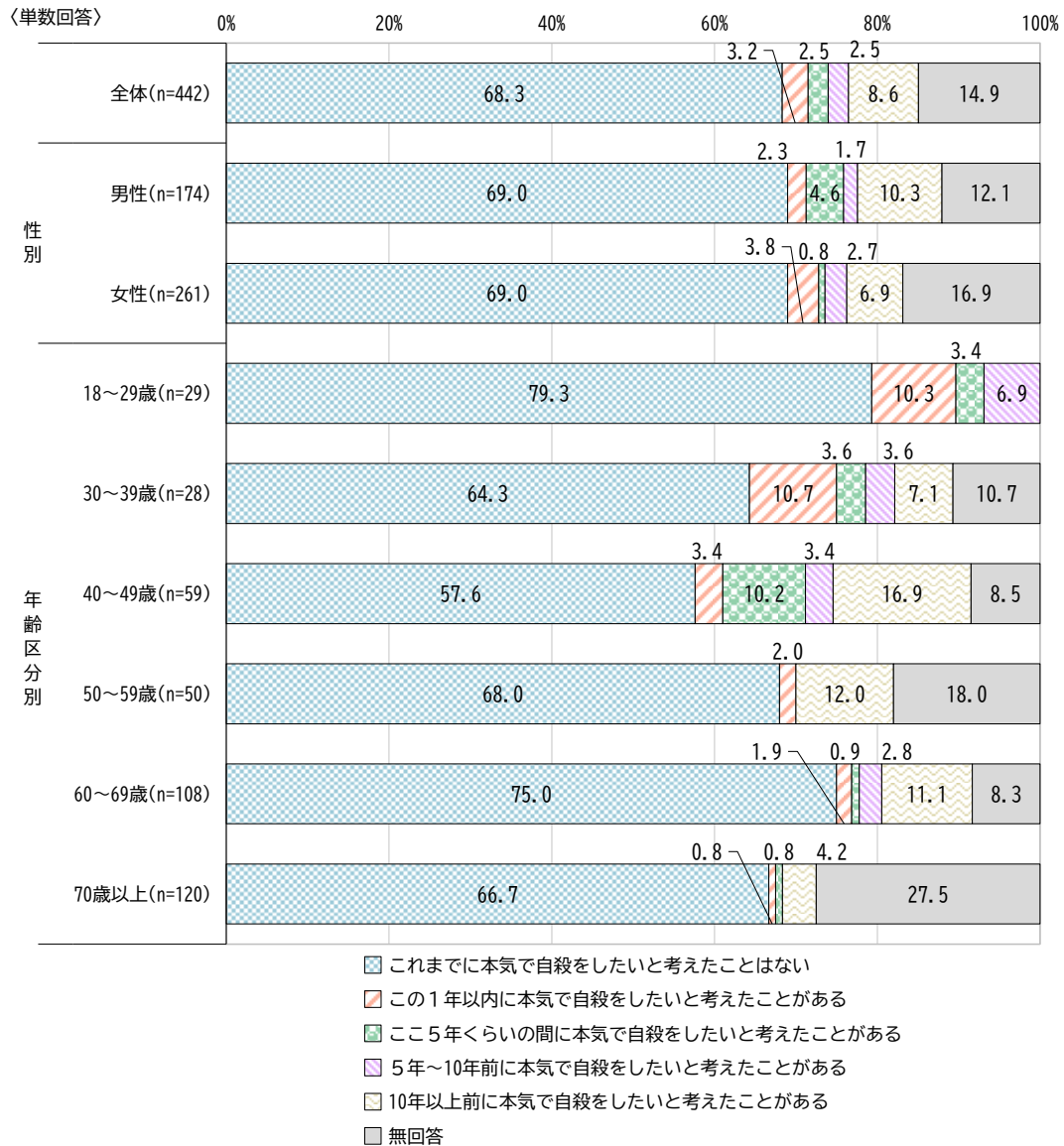
## 第2章 志布志市における自殺の現状

### ③ 「本気で自殺を考えたことがある」人の状況

◇これまで「本気で自殺を考えたことがある人」は、16.8%となっています。

◇性別では、「男性」(18.9%)が「女性」(14.2%)を4.7ポイント上回っています。年代別にみると、30～40代の割合が高くなっています。

#### ■本気で自殺を考えたことがあるか



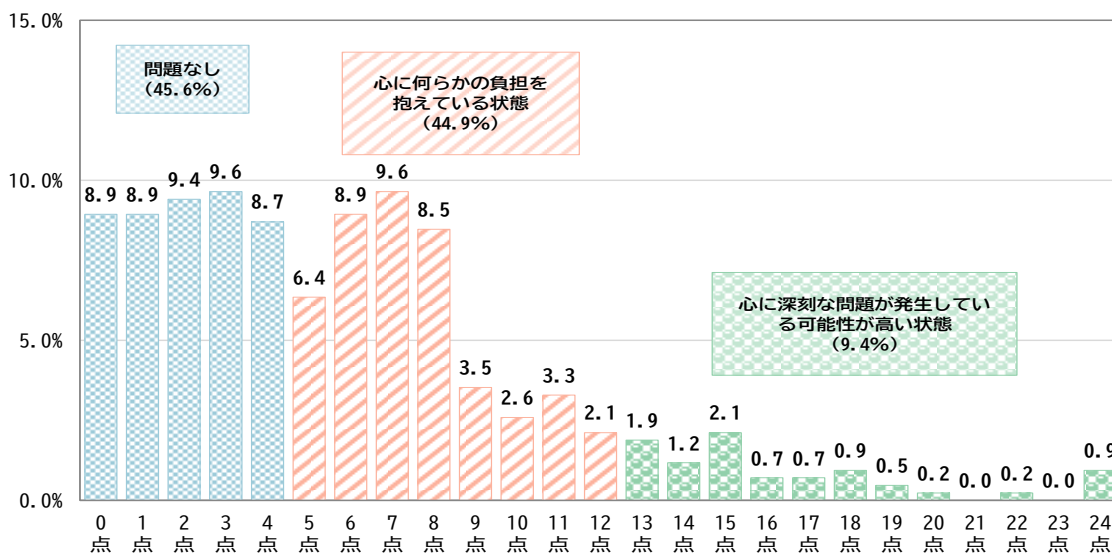
④ 心の健康に不安を感じている人について

心の健康の度合い（K6※得点）で、心の健康が不調な人（5点以上）の視点で分析しました。

※K6とは  
 米国のKesslerらによって、うつ病・不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標。  
 「神経過敏だと感じることもある」「絶望的だと感じることもある」「そわそわ落ち着かなく感じることもある」「気分が沈み、気が晴れないように感じることもある」「何をするにも面倒だと感じることもある」「自分は価値のない人間だと感じることもある」の6項目ごとに「まったくない」0点、「少しだけある」1点、「時々ある」2点、「よくある」3点、「いつも感じている」4点を与え、合計点を算出したもの。  
 合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があると考えられている。  
 出典：厚生労働省

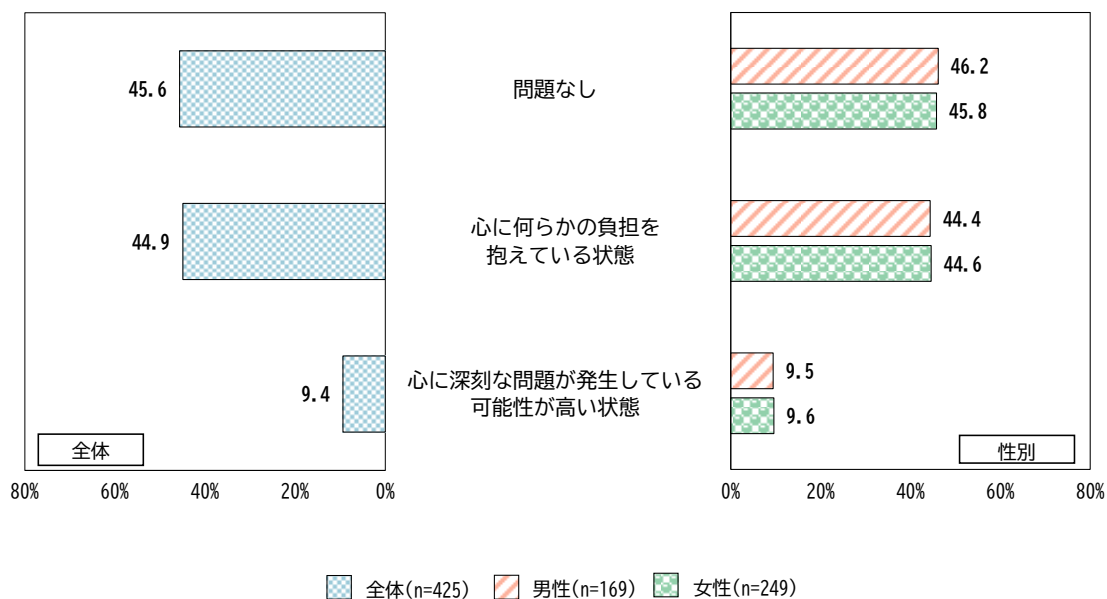
- ◇ K6得点の判定の結果、『心に何らかの負担を抱えている状態』の割合が44.9%、『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が9.4%となっています。
- ◇ 『心に何らかの負担を抱えている状態』及び『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』は、性別によって大きな違いは見られませんでした。
- ◇ 「18～29歳」、「30～39歳」において『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が2割超となり他の年代より高くなっています。
- ◇ 『家計の余裕がない』人の『心に何らかの負担を抱えている状態』と『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合の合計が6割を超えています。
- ◇ 『健康状態がよくない』人の『心に何らかの負担を抱えている状態』、『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合の合計が8割を超えています。

■ K6得点

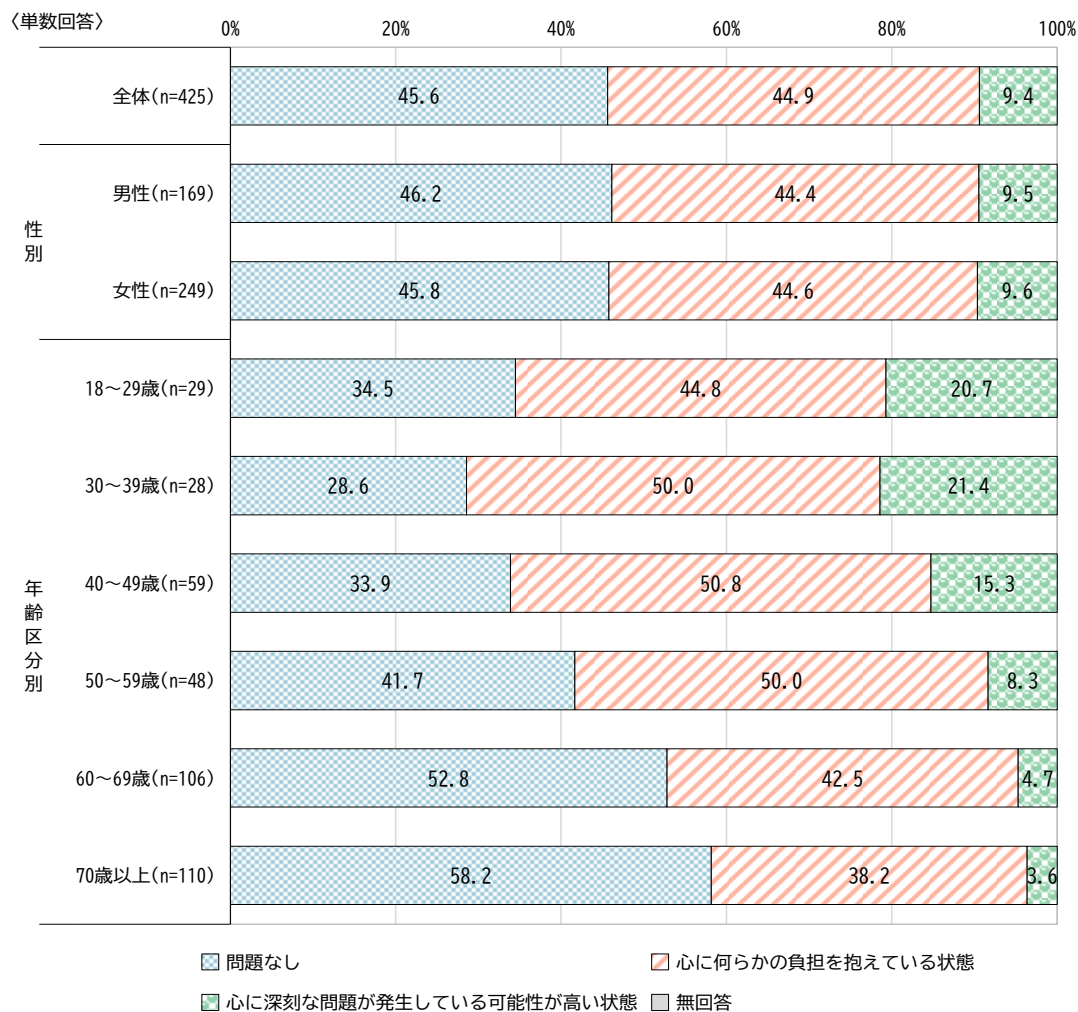


## 第2章 志布志市における自殺の現状

### ■ K 6 得点の分類（性別）

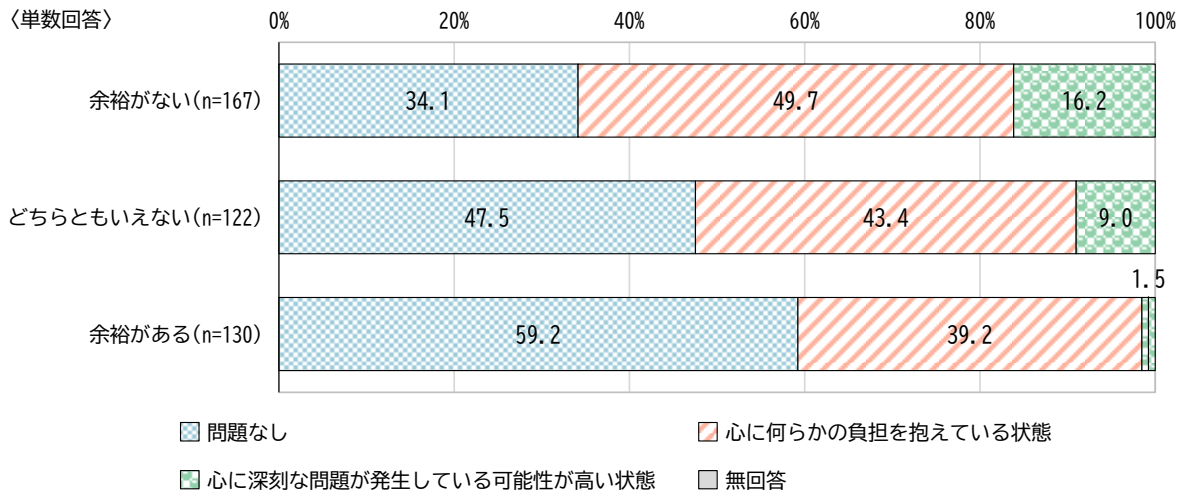


### ■ K 6 得点の分類（性・年代別）

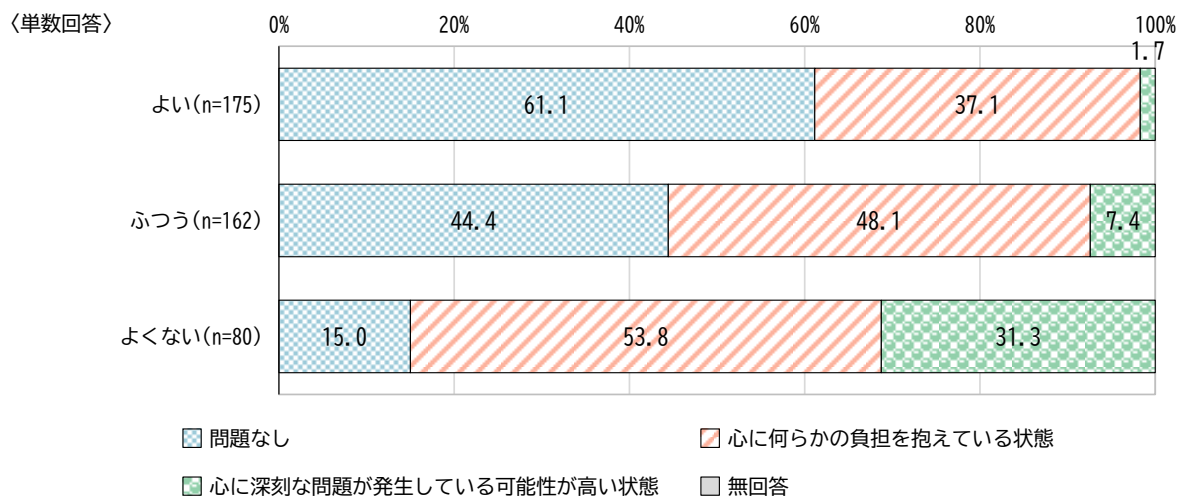




■ K 6 得点の分類（家計の余裕別）

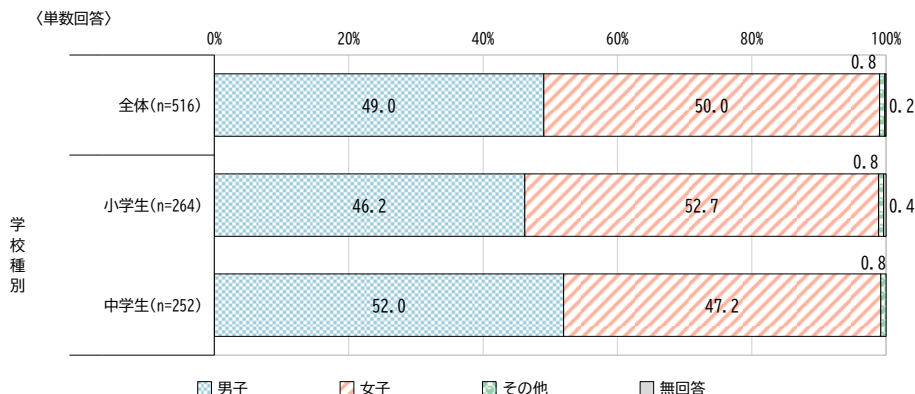


■ K 6 得点の分類（健康状態別）



## (2) 小・中学生の主な調査結果

### ■回答者

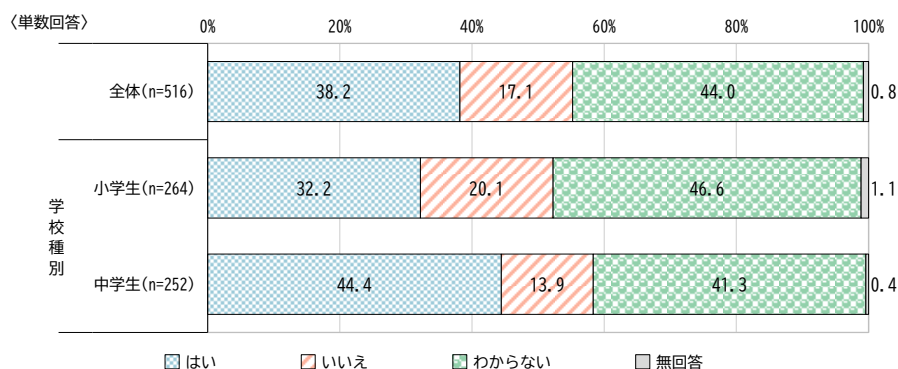


### ① 自分のことについて

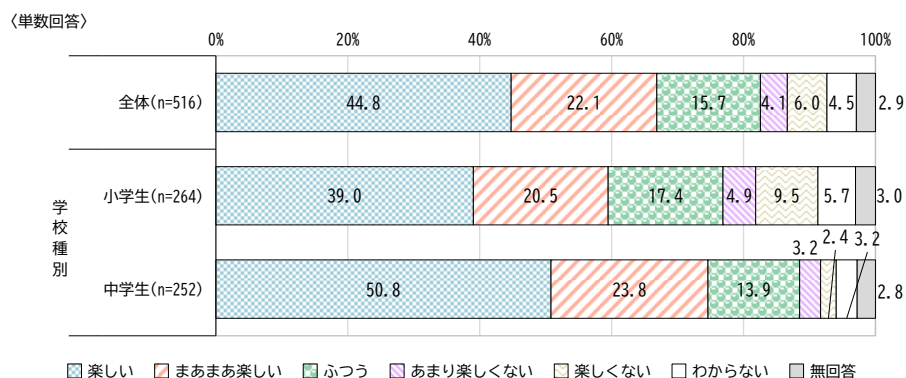
◇自分のことが好きかについては、「はい」が38.2%、「いいえ」が17.1%、「わからない」が44.0%となっています。

◇学校に行くことについて、「楽しい」が44.8%と最も高く、次いで、「まあまあ楽しい」の22.1%、「ふつう」の15.7%となっています。

### ■自分のことが好きか



### ■学校に行くことが楽しいか

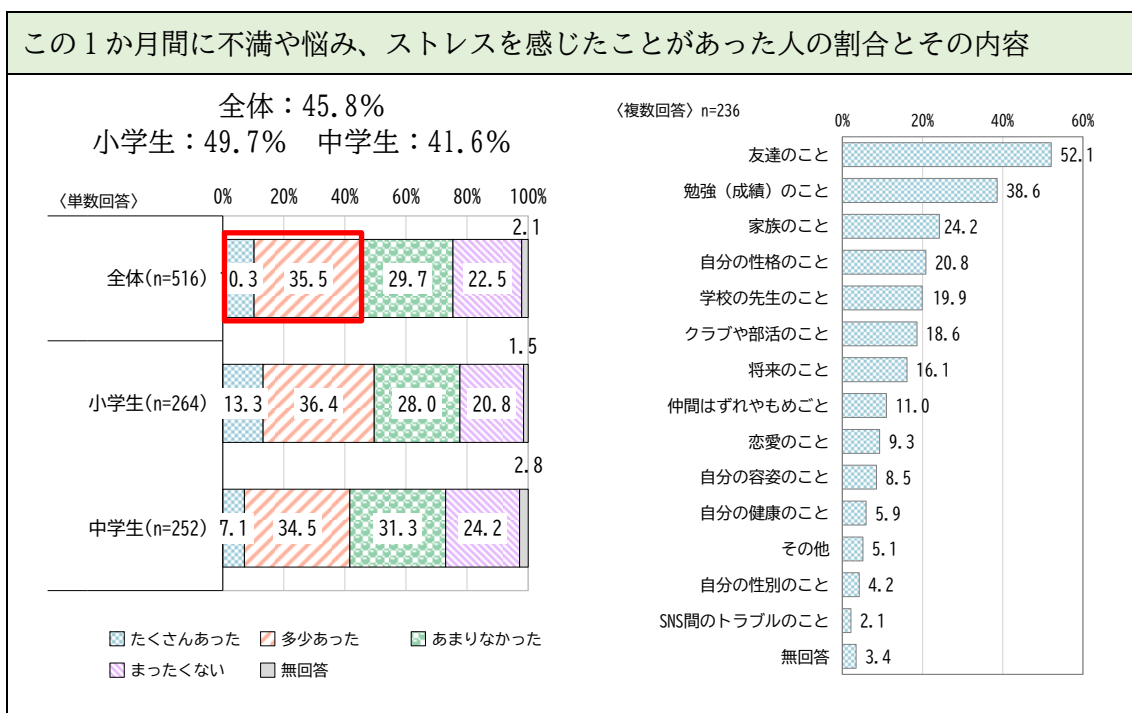


② 休養について

- ◇睡眠時間が7時間未満の中学生は6割程度となり、5割近くが睡眠不足を感じていると回答しています。
- ◇睡眠不足の理由として「なんとなく夜更かししてしまう」、「寝たいのになかなか眠れない」の割合が4割を超え高くなっています。

睡眠の状況		小学生	中学生
平均睡眠時間が7時間未満の割合		27.3%	61.1%
平日の夜11時以降に就寝する割合		23.5%	63.9%
睡眠不足を感じている割合		36.0%	48.0%
睡眠不足の理由	なんとなく夜更かししてしまう	45.3%	40.5%
	宿題や部活等	29.5%	50.4%
	寝たいのになかなか眠れない	58.9%	38.0%

③ 不満やストレスについて



- ◇睡眠不足を感じている人のうち、この1か月間に不満や悩み、ストレスを感じたことがあった割合は65.7%となっています。

睡眠不足×ストレス	睡眠不足を感じている	睡眠不足を感じていない
この1か月間に不満や悩み、ストレスを感じたことがあった人の割合	65.7%	31.8%

## 第2章 志布志市における自殺の現状

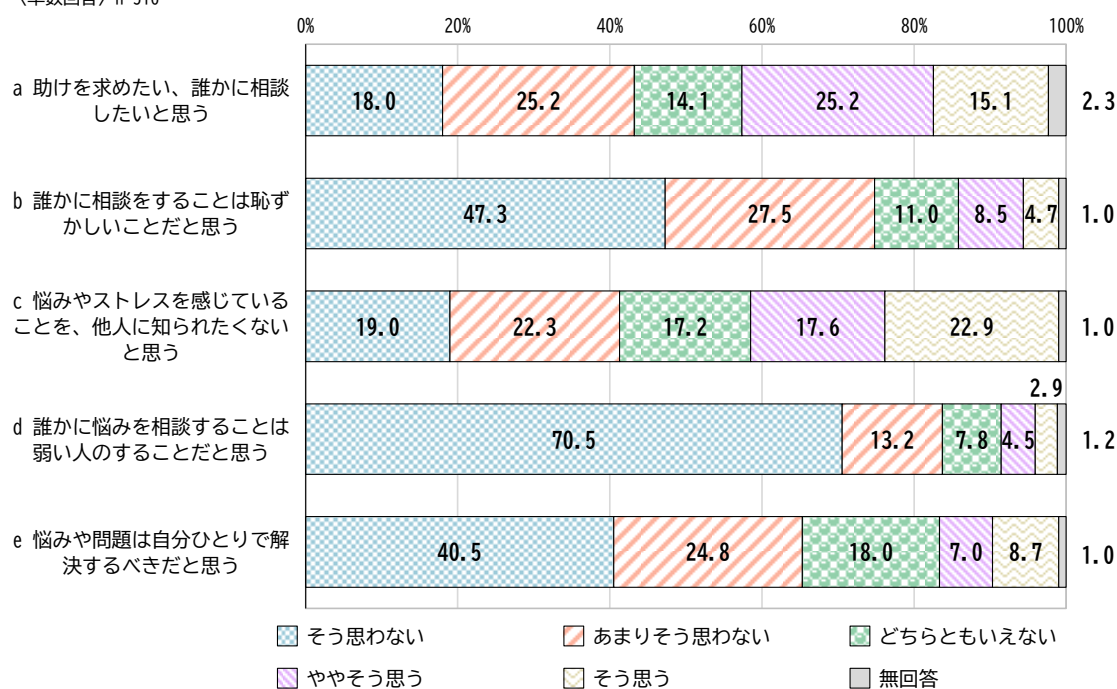
不満や悩み、ストレスの解消法	小学生	中学生
「じっと耐える」と回答した人の割合	18.2%	16.3%
「解消法がわからない」と回答した人の割合	8.3%	6.0%
「何もしない」と回答した人の割合	11.4%	8.7%

### ④ 相談について

◇悩みやストレスを「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいこと」とか「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすること」と考える人は少ない。そう思う人の割合は小学生の方が中学生より多くなっています。

◇悩みごとがあるとき、家族に「相談しない」人の割合は、女兒（25.2%）より男児（32.8%）のほうが高くなっています。

〈単数回答〉n=516



	小学生	中学生
「誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいこと」と考える人の割合	16.3%	9.9%
「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすること」と考える人の割合	10.2%	4.4%
家族以外に相談できる人は誰もいない人の割合	15.5%	9.9%
悩みごとがあるとき、家族に「相談しない」人の割合	27.3%	30.2%

## 第3章 これまでの取組と評価

### 1 数値目標の達成状況

本市の自殺対策計画（以下、第1次計画）においては、「ネットワークの強化」「人材の育成」、「啓発と周知」、「相談体制」、「児童・生徒への支援」の5つの基本施策を掲げ自殺対策に取り組んできました。また、第1次計画の策定に際して、全庁横断的に自殺対策に関する事業を洗い出し、自殺対策は一つの担当課だけでなく、全庁のあらゆる課が意識を持って取り組むべき課題であることの認識を深めました。

第1期計画策定時に設定している数値目標を基に、計画の達成状況を以下のとおり評価します。

※なお、第1次計画の計画期間は令和5年度までとなりますが、現時点で当該計画への掲載が可能な令和4年度、または令和3年度の実績で評価しています。

#### (1) 計画全体の数値目標の達成状況

項目	平成27年 (基準年)	令和5年 (第2期計画終期)
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）	27.2	26.5

#### 【実績値】

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺者数)	16.9	43.2	21.9	41.2	38.6	29.4	26.5

計画全体の数値目標となる「自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）」は、平成28年、平成30年には目標値に近づいたものの、令和4年時点では「26.5」となり、目標値の「19.0以下」を大きく上回っています。

令和2年以降は全国的に新型コロナウイルス感染症の影響が大きいと考えられます。このような人々の生活を脅かす社会的出来事が与える影響は大きくなることから、本市においてもその状況を踏まえた取組が必要となっています。

(2) 施策ごとの数値目標の達成状況

	評価指標	現状値 (平成29年)	目標値	実績値 (令和4年度末時点)	評価
基本施策	志布志市健康づくり推進協議会開催数	年1回	年1回以上	年1回実施	当初の計画通り進展
	志布志市自殺対策ネットワーク会議開催数	年2回	年2回以上	令和3年度は新型コロナウイルス感染症のため、中止としたが、それ以外は年2回以上実施した。	概ね順調に進展
	志布志市自殺対策推進本部会議開催数	—	年1回以上	年1回実施	当初の計画通り進展
	市役所職員向けゲートキーパー養成数	381人	2021年までに900人	2018年度 357人 2019年度 257人 2020年度 339人 2021年度 333人 合計 1,286人	当初の計画通り進展
	市民向けゲートキーパー養成数			2022年度 348人	
	市広報誌・市ホームページでの啓発	—	年2回以上	・常時市のホームページでこころの体温計の周知を図った。 ・市広報誌での啓発を3月・9月に行った。	当初の計画通り進展
こころの相談会開催数	年4回	年4回以上	4回～7回/年実施	当初の計画通り進展	
中学生向けSOSの出し方教育実施数 (ゲートキーパー養成講座を含む。)	中学校 3校実施	各中学校 年1回	各中学校で年1回実施	当初の計画通り進展	
基本施策	高齢者学級開催数	月1回以上 (6～11月)	月1回以上 (6～11月)	新型コロナウイルス感染症の影響で一部月1回以上の実施ができなかった学級もあったが、おおむね月1回以上高齢者学級を開催できた。	概ね順調に進展
	生活困窮者支援調整会議の開催数	月1回	月1回	月1回開催	当初の計画通り進展

## 2 本市の自殺対策における課題

「第2章 志布志市における自殺の現状」と「1 数値目標の達成状況」から、本市の自殺対策における課題をまとめました。

### (1) 本市の自殺対策における基本的な課題

#### 【自殺統計に基づくポイント】

- ①平成30年から令和4年までの年間自殺者数は9.8人。自殺死亡率（10万人当たりの自殺者数）は鹿児島県及び国より高い傾向にある。
- ②自殺者における中年期や80歳以上の男性の割合が高い。
- ③自殺者における有職者の割合は41.0%となり、全国・鹿児島県より高い。
- ④志布志市の自殺の原因として全国・鹿児島県より家庭問題・経済問題・勤務問題が多い。

#### 【こころの健康に関する住民意識調査に基づくポイント】

- ①普段の生活で孤立を感じている人の割合は16.5%となっており、40～50歳代では2割を超え他の年代より高くなっている。
- ②現在、悩みストレス等の問題を感じている人の内容は、40歳代では「家庭の問題」、「病気など健康の問題」、「経済的な問題」、「勤務関係」において概ね4割前後と他の年代より高くなっており、多様な課題を抱えていることが伺える。
- ③K6得点の判定の結果、「18～29歳」、「30～39歳」において『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が2割超となり他の年代より高くなっている。
- ④「この1年以内に本気で自殺をしたいと考えたことがある」人の割合は3.2%となり、全国調査の9.5%（厚生労働省 令和3年度自殺対策に関する意識調査）より低くなっている。年代別にみると、18～29歳及び30～39歳において約1割と他の年代より高くなっている。
- ⑤小・中学生において、睡眠時間が7時間未満の中学生は6割程度となり、5割近くが睡眠不足を感じていると回答している。
- ⑥小・中学生において、自分のことが好きかについては、「いいえ」が17.1%「わからない」が44.0%となっている。

## (2) 本市の自殺の特徴からみた課題

### ① 高齢者への支援

少子高齢化や核家族化に伴い、地域や家族との関わりが希薄となる中で、孤独感や生きがいの喪失、健康や経済的な問題の深刻化など高齢者が抱える課題が複雑化しています。

このような中、地域の中で孤立せず、生きがいや役割を持って生活できるよう、高齢者の社会参加や交流など居場所づくり等を推進するとともに、適切な支援につなぐ仕組みづくりや相談サービスを充実する必要があります。

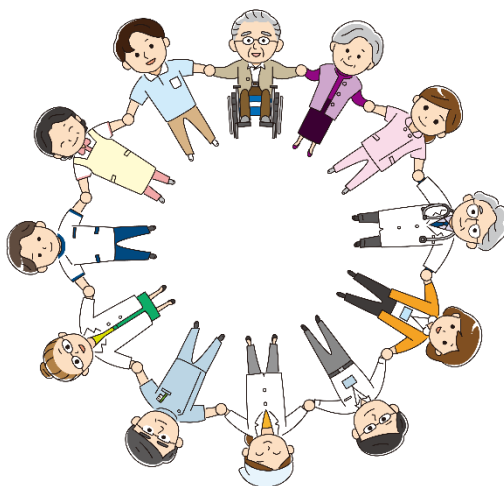
### ② 生活困窮者への支援

『家計の余裕がない』人の『心に何らかの負担を抱えている状態』と『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合の合計が6割を超えています。生活困窮者は、経済的な理由だけでなく、社会的な孤立や精神的な苦痛も抱えている可能性が高いとされ、周囲に知られたくないという気持ちや、支援を受けることに対する抵抗感から、自ら積極的に相談や援助を求めることが少なく支援につながりにくいと言われています。また、支援機関や相談窓口も分散しており、生活困窮者が必要な情報やサービスにアクセスしにくいなど課題が挙げられています。

そのため、関係機関同士が緊密に連携し、対象者本人の状態や意向と各々の専門性に応じた支援を展開することが重要です。

### ③ 働く世代への支援

19～40歳代では「勤務関係の問題」に悩みやストレスを抱えている人が多くなっていることから、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のため、職場でのメンタルヘルス対策への取組をといった「勤務・経営問題への対策」が必要です。ワーク・ライフ・バランスの推進やハラスメント対策等、労働者が働きやすい職場環境づくりについて、事業所や各職域団体等と連携した取組が必要です。





## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### 1 自殺対策の基本理念

#### (1) 基本理念

自殺は突発的な行為ではなく、その多くが追い込まれた末の死です。自殺の背景には、精神疾患等の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立・孤独などの様々な社会的要因があると言われてしています。そのため、地域住民を含め、関係機関が相互に連携・協力して自殺対策に取り組むことで一人一人の大切ないのちをみんなで支え合い、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指し、本市の取組を推進していきます。

### いのち支えあう「志」のまち志布志

#### (2) 施策の体系

第2次計画では、第1次計画の評価結果や、住民意識調査結果を踏まえるとともに、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての自治体で取り組むことが望ましいとされた「基本施策」及び地域の特性に応じた対策とされる「重点施策」をもとに、庁内の多様な既存事業を「生きる支援関連施策」と位置付け、より包括的・全庁的に自殺対策が推進される取組を整理し、基本施策と重点施策について以下のように変更しました。また、新たな「自殺総合対策大綱」において示された新規項目についても基本施策、重点施策それぞれに追加しました。

新たに加わった取組については、〈追加〉と記載されています。

#### 基本施策

- (1) 地域におけるネットワークの強化
- (2) 自殺対策を支える人材の育成
- (3) 市民への啓発と周知
- (4) 生きることの促進要因への支援
- (5) 子ども・若者に対する取組の充実
- (6) 女性に対する取組の充実

#### 重点施策

- (1) 高齢者の自殺防止・予防に向けての取組の推進
- (2) 生活困窮者への生活支援と自殺防止の連動
- (3) 勤務・経営問題に関わる自殺防止の推進

#### 生きる支援関連施策（一覧）

## 2 SDGsとの関連

自殺対策は、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」という基本理念の下、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開する必要があります。この考えは、「誰一人取り残さない」をスローガンに、持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものであり、自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。

SDGsのゴール3「すべての人に健康と福祉を」では、自殺による若者の死亡率を減少させる目標が設定されています。自殺を防ぐためには、周りの人の気づきや支援が必要です。SDGsのゴール17「パートナーシップで目標を達成しよう」で、次世代を担う子どもたちを守っていきます。



### 3 評価指標

取組の達成状況を評価するため、評価指標を設定します。

施策	取組内容	評価指標	現状値 (R4)	目標値 (R10)	
基本施策	1	志布志市健康づくり推進協議会における推進	会議開催数	年1回	年1回以上
		志布志市自殺対策ネットワーク会議	会議開催数	年2回	年2回以上
		志布志市自殺対策推進本部の設置	会議開催数	年1回	年1回以上
		民生委員・児童委員定例会における普及啓発	定例会におけるゲートキーパー養成講座	-	3年に1回以上
	2	市役所管理職・職員向けゲートキーパー研修	職員のゲートキーパー受講率	88.99%	95%
		市民向けゲートキーパー養成講座	住民意識調査にて「ゲートキーパーについて聞いたことがある」と回答した市民の割合	-	33.3%
	3	広告媒体を活用した啓発活動	住民意識調査で「自殺予防週間や自殺対策強化月間について聞いたことがある」と回答した市民の割合	-	66.7%
		住民向け出前講座の実施	住民意識調査で「講演会や講習会に参加したことがある」と回答した市民の割合	8.8%	15%
	4	こころの健康づくり相談会	心の健康づくり相談会開催数	年7回	年7回以上
	5	中学生等若年層向けゲートキーパー養成講座の実施	中学生向けSOS出し方教育実施数 (ゲートキーパー養成講座を含む)	各中学校 年1回	各中学校 年1回
6	ママのほっとカフェ	ママのほっとカフェ開催数	月1回	月1回以上	
重点施策	1	生涯学習・障害スポーツの推進	高齢者学級開催数	月1回以上 (6月~11月)	月1回以上 (6月~11月)
	2	生活困窮者支援調整会議	生活困窮者支援調整会議	月1回	月1回
	3	市民向けゲートキーパー養成講座	企業向けゲートキーパー養成講座開催数	年1回	年3回

### 4 基本認識

本市における自殺対策は、次のような基本認識に基づいて取り組めます。

#### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である。

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。

このような様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたり、正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっており、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

#### (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている。

国では、平成19年6月に「自殺総合対策大綱」を策定し、その下で自殺対策を総合的に推進しています。

この大綱に基づく政府の取組のみならず、地方公共団体、関係団体、民間団体等による様々な取組の結果、自殺対策基本法が成立した平成18年とコロナ禍以前の令和元年とで自殺者数を比較すると、男性は38%減、女性は35%減となっています。この間、男性、特に中高年男性が大きな割合を占める状況は変わっていませんが、先述したとおり、令和2年には新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことなどにより、特に女性や小中高生の自殺者数が増え、総数は11年ぶりに前年を上回りました。令和3年の総数は令和2年から減少したものの、女性の自殺者数は増加し、小中高生の自殺者数は過去2番目の水準となりました。さらに、我が国の人口10万人当たりの自殺による死亡率（以下「自殺死亡率」という。）はG7諸国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態はいまだ続いていると言わざるを得ません。

#### (3) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を推進する。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下では、特に、自殺者数の増加が続いている女性を含め、無業者、非正規雇用労働者、ひとり親や、フリーランスなど雇用関係によらない働き方の者に大きな影響を与えていると考えられることや、不規則な学校生活を強いられ、行事や部活動が中止や延期となったりすることなどによる児童生徒たちへの影響も踏まえて、対策を講じる必要があります。

(4) 地域レベルの実践的な取組についてPDCAサイクルを通じて推進する。

自殺対策基本法の施行から10年の節目に当たる平成28年に同法が改正され、市町村は、大綱及び都道府県の計画並びに地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を策定することとされました。あわせて、国は、地方公共団体による地域自殺対策計画の策定を支援するため、自殺総合対策推進センターにおいて、都道府県及び市町村を自殺の地域特性ごとに類型化し、それぞれの類型において実施すべき自殺対策事業をまとめた政策パッケージを提供するとともに、その政策パッケージにより市町村等が実施した自殺対策事業の成果等を分析し、政策パッケージの改善を図り、より精度の高い政策パッケージを地方公共団体に還元することとなりました。このようにして国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通して、自殺対策を常に進化させながら推進していく必要があります。

## 5 基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、次のような基本方針の下に総合的な対策に取り組みます。

基本方針	
1	生きることの包括的な支援として推進
2	関連施策との有機的な連携による総合的な取組
3	対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
4	実践と啓発を両輪とした推進
5	関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進
6	自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮



### (1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

### (2) 関連施策との有機的な連携による総合的な取組

自殺に追い込まれようとしている人が、地域で安心して生活を送れるようにするには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含んだ包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の関係者や組織等が緊密に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援に当たる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等に関する各種施策との連動性を高めていくことにより、誰もが住み慣れた地域で、適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする必要があります。

### (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、自殺のリスクを抱えた個人等に支援を行う「対人支援のレベル」、支援者や関係機関同士の連携を深めていくことで、支援の網の目からこぼれ落ちる人を生まないようにする「地域連携のレベル」、さらには支援制度の整備等を通じて、人を自殺に追い込むことのない地域社会の構築を図る「社会制度のレベル」という、3つのレベルに分けることができます。社会全体の自殺リスクの低下につながり得る効果的な対策を講じるためには、様々な関係者の協力を得ながらそれぞれのレベルにおける取組を、強力かつ総合的に推進していくことが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、3つの段階が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があります。

さらに「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象に、「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

#### (4) 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、サインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、専門家と協力しながら見守っていきけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが重要です。

#### (5) 関係者の役割の明確化とその連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や他の市区町村、関係団体、民間団体、企業、そして何より市民の皆さん一人一人と連携・協働し、一体となって自殺対策を推進していく必要があります。「いのち支えあう「志」のまち志布志」の実現に向けては、この地域社会で暮らす私たちが一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

#### (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、国、地方公共団体、民間団体等の自殺対策に関わる者は、このことを改めて認識して自殺対策に取り組むことが重要です。



## 6 基本施策

### (1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係しているものであり、自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるよう、地域の多様な関係者が連携・協力して、実効性ある施策を推進していくことが大変重要となります。このため、自殺対策に係る医療、保健、生活、労働、教育等、様々な関係機関の連携を図り、ネットワークの強化を進めます。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内 容	所管・ 関係機関	該当する SDGs
1	【志布志市健康づくり推進協議会における推進】 関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証などを行います。	保健課	目標3 目標17
2	【志布志市自殺対策ネットワーク会議における推進】 自殺対策に係る関係機関が主体となった実務者会議であり、自殺対策に係る関係機関の情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議します。	保健課 福祉課	目標3 目標17
3	【志布志市自殺対策推進本部の開催】 市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組みます。	保健課	目標3 目標17
4	【民生委員・児童委員定例会における普及啓発】 民生委員・児童委員を参集する会議において、ゲートキーパーの役割等について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。	福祉課	目標3 目標17
5	【地域づくりに向けた支援】〈追加〉 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援を行います。	福祉保健課 福祉課 保健課	目標3



## (2) 自殺対策を支える人材の育成

自殺のリスクの高い人の早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聴いて、見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担う人材（ゲートキーパー）の養成を進めます。

また、地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材養成・関係機関の相談員の資質向上を図ります。

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	<p>【市役所職員向けゲートキーパー研修の開催】</p> <p>窓口業務や相談、徴収業務等の際に、リスクのある人の早期発見のサインに気づくことができるよう、また、全庁的な組織意識を高めるため、管理職を含め、全職員を対象とした研修会を開催します。</p>	保健課 総務課	目標3 目標4
2	<p>【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】</p> <p>市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパー（心のサポーターを含む）やメンタルヘルスに関する研修会を開催します。</p>	保健課	目標3 目標4

#### ○「ゲートキーパー」について

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

悩みを抱えた人は、「人に悩みを言えない」「どこに相談に行ったらよいかわからない」「どのように解決したらよいかわからない」等の状況に陥ることがあります。周囲が悩みを抱えた人を支援するために、周囲の人々がゲートキーパーとして活動することが必要です。自殺対策におけるゲートキーパーの役割は、心理社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人や、自殺の危険を抱えた人々に気づき適切にかかわることです。

（内閣府「ゲートキーパー養成研修用テキスト」より）

#### ○「心のサポーター」について

心のサポーターとは、メンタルヘルスや精神疾患への正しい知識と理解を持ち、地域や職場でメンタルヘルスの問題を抱える人や家族等に対して傾聴を中心とした支援ができる人のことを指し、各地域で心のサポーターが養成されていくことで、地域における普及啓発にも寄与するとともに、メンタルヘルス不調等の予防、さらには早期介入に繋がることが期待されています。

（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター  
公共精神健康医療研究部ホームページより）



### (3) 市民への啓発と周知

自殺を考えている人は悩みながらもサインを発しています。自殺を防ぐためには、このようなサインを発している本人や、そのサインに気づいた周りの人が気軽に悩みを相談できる体制が十分に周知されていることが重要です。

このため、地域、職場、学校等において、こころの健康に関する相談窓口の周知活動を徹底し、早い段階で専門機関につなげていく体制を整えます。

また、いまだに自殺や精神疾患に対する誤った認識が根強く残っており、引き続き正しい認識を広げるための啓発活動を進めます。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	<p>【広告媒体を活用した啓発活動】</p> <p>市のホームページにおいて、セルフチェックができる専門サイト（こころの体温計）へのリンクや自殺の多い期間に自殺対策の情報を掲載するなど、内容を充実して啓発活動を強化します。</p>	保健課	目標3
2	<p>【出前講座やイベント等での啓発活動の実施】</p> <p>サロンや出前講座等において、メンタルセルフケアの方法や自殺予防に関する講座を実施し、こころの健康について啓発します。</p> <p>また、イベント会場において、相談コーナーの開設を行い、啓発を強化します。</p>	保健課	目標3 目標4
3	<p>【図書館での「こころの健康関連コーナー」の開設】</p> <p>市立図書館にこころの健康に関する図書コーナーを開設し、こころの健康に関する市民の理解促進を図ります。</p>	生涯学習課	目標3
4	<p>【自殺予防週間による街頭キャンペーンへの参加】</p> <p>自殺予防週間に自殺予防に関するチラシ等の配布を行い、自殺予防と早期発見の啓発を行います。</p>	志布志保健所 保健課 福祉課	目標3
5	<p>【リーフレットの作成と配布】〈追加〉</p> <p>生きる支援に関する様々な相談先を掲載したリーフレットを作成し、市役所や関係機関で配布します。</p>	保健課 全庁的に実施	目標3

#### (4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、生活上の困り事を察知し、関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業などを進めていきます。

##### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	該当するSDGs
1	【うつ等のスクリーニングの充実】 特定健結果報告会会場で、スクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課	目標3
2	【こころの相談会の実施】 悩みを抱えている本人やその周りの人が専門家に気軽に相談できる相談会を実施します。	保健課	目標3
3	【生活における困りごとの相談の拡充】 それぞれの年代や生活状況によって生じてくる様々な困りごと（健康、子育て、介護、生活困窮、DV、住まい等）に対して、庁内で相談受付・連絡票を活用し、関係機関と連携を図りながら相談対応と問題解決に当たります。	全庁的に実施 社会福祉協議会	目標3
4	【身体の病気に関する悩みに対する支援】 生活習慣病、難病、がん、認知症といった健康問題の背景にうつ病などの精神疾患が隠れている場合があることから、地域の医療機関やその他の関係機関と連携し、身体面・経済面などの不安の軽減を図ります。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 志布志保健所	目標3
5	【無料法律相談会の実施】 悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を案内します。	総務課 司法書士会	目標3
6	【自殺未遂者への支援】 自殺未遂者及びその家族が、安心して地域で生活できるよう相談機関へつなげます。	志布志保健所	目標3
7	【遺された人への支援】 自死遺族等の会「こころ・つむぎの会」の案内を行います。	志布志保健所	目標3
8	【相談支援】〈追加〉 本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援を行います。	福祉保健課	目標3
9	【参加支援】〈追加〉 既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯の課題に対応するため、地域資源を活用して社会とのつながりを回復する支援を行います。	福祉保健課	目標3

### (5) 子ども・若者に対する取組の充実

我が国の自殺者数は、近年、全体としては低下傾向にあるものの、小中高生の自殺者数は増えており、令和4年の小中高生の自殺者数が514人と過去最高となりました。

また、住民意識調査の結果では、睡眠時間が7時間未満の中学生は6割程度となり、5割近くが睡眠不足を感じていると回答しています。睡眠不足や休養を十分にとれていないと思っている人では、不満や悩み、ストレスを感じたことのある割合が高くなっています。

このため、子ども・若者が、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育、メンタルヘルスの大切さや相談機関周知等を強化していくとともに、学校や家庭、地域などの多様な関係者の連携が求められます。

令和4年10月に策定された新しい国の自殺対策大綱においては、子ども・若者の自殺対策をさらに推進することは引き続き重点施策の一つとして位置づけられており、誰も自殺に追い込まれることのない地域社会を作っていくうえで極めて重要な取組といえます。



◆主な取組・担当部署◆

No.	内 容	所管・ 関係機関	関連する SDGs
1	【SOSの出し方に関する教育の実施】 小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、 困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機 関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行 います。	学校教育課 保健課	目標 3 目標 4
2	【教職員向け研修の実施】 管理職研修会、生徒指導等担当研修会、養護教諭等研修 会において、児童生徒が出したSOSについていち早く気 づき、どのように受け止め対応するかについて研修を行 います。	学校教育課	目標 3 目標 4
3	【学校への専門家派遣】 各学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワ ーカー、教育相談員を派遣し、学校生活や家庭生活、心の 健康に関する相談を受ける体制の充実を図ります。	学校教育課	目標 3 目標 4
4	【中学生等若年層向けゲートキーパー養成講座の実施】 中学生等に対し、友人や知人が出したSOSのサインに いち早く気づき、どのように受け止め対応するかにつ いて、理解を深めるための研修会を実施します。	保健課 学校教育課	目標 3 目標 4
5	【ゲートキーパーの養成研修会の実施】 志布志市内の若年層に対し、不安や悩みを抱えた身近な 友人や知人に気づき、適切な相談先につなげることや自身 の援助希求能力、ストレス対処方法を学ぶための研修会を 実施します。	志布志保健所	目標 3 目標 4
6	【ふれ愛セミナー】〈追加〉 妊婦体験や乳児とのふれあいなどの体験活動や助産師の講 話を通して、生命の尊さや多様なセクシュアリティを学び、 将来なりたい自分をイメージし、自分の健康への関心を高 め、生涯を通じた健康づくりが行なえるよう支援します。	保健課	目標 3 目標 4
7	【土曜学習教室事業】〈追加〉 貧困家庭、ひとり親家庭等の子どもたちに対して、学習 機会の提供を行うことで学習能力の維持、向上を図り、居 場所となるよう事業を実施します。	学校教育課	目標 4



## (6) 女性に対する取組の充実

住民意識調査の結果では心に何らかの負担を抱えている状態は、男性より女性の割合が高く、「本気で自殺を考えたことがある」と回答した人の割合は、男性よりも女性の方が高い状況があります。

自殺未遂者は自殺のリスクが高いため、継続的な支援とフォローアップにより再企図を防ぐことが重要です。また、妊産婦等、女性特有の視点も踏まえ、各関係機関と連携しながら、様々な困難・課題を抱える女性に寄り添った自殺対策を講じていく必要があります。

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【母子健康手帳の交付】〈追加〉 母子健康手帳の交付の機会を活用し、妊婦全数面接を行い、母親の心身の健康状態を把握し、医療機関と連携し必要な支援を行います。	保健課	目標3
2	【産婦健康診査事業における医療機関との連携】〈追加〉 産後うつ予防など産後の初期段階における母子に対して、健診結果を参考に早期に介入し、母親の心身の健康状態を把握し、医療機関と連携を図り必要な支援を行います。	保健課	目標3
3	【母子全戸訪問の実施】〈追加〉 出産後2か月までに産婦・乳児訪問を実施し、子育ての悩みや不安の解消を行います。	保健課	目標3
4	【ママのほっとカフェの実施】〈追加〉 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるよう、助産師や保健師、保育士など専門職が支援します。	保健課	目標3
5	【女性相談室及び女性専用相談フリーダイヤル】〈追加〉 配偶者やパートナーからの暴力についての相談・支援を行います。	コミュニティ推進課	目標3
6	【働きたいママのための再就職セミナー&お仕事相談カフェの実施】〈追加〉 再就職を考えている女性に対してセミナーを開催すると共に、育児サポート制度のある市内企業の説明会を行います。	港湾商工課	目標8



## 7 重点施策

本市においては、平成30年から令和4年までの5年間で、21人が「健康問題」を、次いで11人が「経済・生活問題」を、9人が「家庭問題」を動機の一つとして自殺で亡くなっています。

また、国が作成した本市の「地域自殺実態プロファイル2022」においては、「高齢者」、「生活困窮者」、「勤務・経営」に係る自殺対策の取組が重点課題であるとして推奨されていることを踏まえ、次のとおり、本市における3つの重点施策を推進していきます。

### (1) 高齢者の自殺防止・予防に向けての取組の推進

本市では、平成29年から令和3年までの全ての自殺者のうち60歳以上の割合は、52.7%となっており、非常に高い割合となっています。

本市の自殺者の原因・動機については、健康問題が最も多く、3割を超えています。特に、高齢者の場合は、身体疾患の悩みとともに、社会的役割の喪失感や孤独感などが加わる結果と考えられます。

○ 国による本市の地域自殺実態プロファイル2022では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

- ◎男性60歳代以上、無職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 7人）
- ◎男性60歳代以上、無職、独居（平成29年から令和3年まで 5人）
- ◎女性60歳代以上、無職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

- 失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺
- 失業（退職）＋死別・離別⇒うつ状態⇒将来生活への悲観⇒自殺
- 身体疾患⇒病苦⇒うつ状態⇒自殺

高齢者の自殺については、閉じこもりや抑うつ状態から孤立・孤独に陥りやすいといった高齢者特有の課題を踏まえつつ、様々な背景や価値観に対応した支援、働きかけが必要です。市では、行政サービス、民間事業所サービス、民間団体の支援等を適切に活用し、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化といった生きることの包括的支援として自殺対策の推進を図ります。



## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【地域ケア会議の実施】 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、支援者（民生委員、住民、介護事業所等）が集まり、個別支援の充実を図り、多職種での連携体制や社会基盤の整備に取り組みます。	地域包括支援センター	目標3 目標17
2	【地域での気づきと見守り体制の強化】 地域の身近な支援者（民生委員、民間企業、事業所等）が、様々な悩みのために自殺のリスクを抱えている高齢者を早期に発見し、適切な支援機関につなぐとともに、その後の見守りを続けていく体制を構築します。	保健課 福祉課 地域包括支援センター 社会福祉協議会	目標3 目標17
3	【介護問題を抱える家族の支援体制の構築】 介護ストレスを抱える家族の悩みを聴き、支援者が寄り添い、悩みの解決を目指します。	保健課 地域包括支援センター	目標3
4	【うつ等のスクリーニングの充実（再掲）】 特定健診結果報告会でスクリーニングを実施し、うつ等の可能性のある人の早期発見に努め、支援につなげます。	保健課	目標3
5	【認知症初期集中支援事業の実施】 認知症が疑われる、又は認知症の症状があり、医療機関や介護サービスへつながっていない方に対して、専門スタッフで構成されたチームが訪問し、本人や家族に合わせたサポートを行います。	地域包括支援センター	目標3
6	【地域コミュニティづくりの推進】 高齢者が地域の人との交流等により生きがいを感じられるよう、地域の行事やサロン、ころぼん体操等の居場所への参加を勧め、必要なときに適切な支援につなげられるよう取組を進めます。	保健課 地域包括支援センター 社会福祉協議会	目標3
7	【オレンジほっとカフェの推進】 認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、認知症の方やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、互いに交流できる居場所づくりを支援します。	保健課 地域包括支援センター	目標3
8	【生涯学習・生涯スポーツの推進】 高齢者が生涯にわたって学習意欲を持ち、自己実現を支援することを目的に「高齢者学級」、「生涯学習講座」や「まちづくり出前講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり、仲間づくり、健康づくり等を支援します。	生涯学習課	目標4
9	【高齢者虐待防止ネットワーク協議会】〈追加〉 関係者が連携し虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者を支援します。	福祉課 地域包括支援センター	目標3
10	【ごみ出し・ごみ分別支援時の支援へのつながりの実施】〈追加〉 本人や家族、民生委員などを通じてごみ出し・ごみ分別の相談があり、訪問調査の際にごみ以外の生活課題を把握したケースについては関係機関と連携して支援します。	市民環境課	目標6 目標3



## (2) 生活困窮者への生活支援と自殺防止の連動

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。また、国の自殺実態プロファイルでは、本市の自殺対策の重点パッケージとして、「生活困窮者」の対策を推奨しています。

生活困窮者はその背景として、虐待、性暴力被害、依存症、性的マイノリティ、知的障害、発達障害、精神疾患、介護、多重債務、労働等の多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて社会から孤立しやすいという傾向があります。

○ 国による本市の自殺実態プロファイル 2022 では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

- ◎男性 60 歳代以上、無職、家族と同居（平成 29 から令和 3 年まで 7 人）
- ◎男性 60 歳代以上、無職、独居（平成 29 から令和 3 年まで 6 人）
- ◎男性 40～59 歳、無職、独居（平成 29 から令和 3 年まで 3 人）

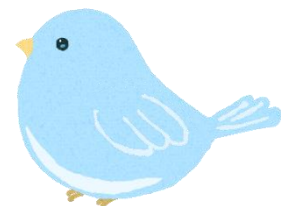
背景にある主な自殺の危機経路の例

失業（退職）⇒生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金＋家族間の不和⇒うつ状態⇒自殺

失業⇒生活苦⇒借金⇒うつ状態⇒自殺

生活困窮の状態にある者・生活困窮に至る可能性のある者が自殺にいたらないように、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援等と連動させて効果的な対策を進めていきます。



## 第4章 いのち支える自殺対策における取組

### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【包括的な相談支援体制の充実】 生活の困りごとについて、相談者やその家族が抱える問題を相談受付・連絡票を活用し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	福祉保健課 全庁 社会福祉協議会 そお地区障がい者等 基幹相談支援センター	目標3
2	【生活困窮者支援調整会議の開催】 市民の相談に当たる関係機関が連携して対策を検討し、支援を継続します。	福祉課 社会福祉協議会	目標3
3	【無料法律相談会の実施】（再掲） 多重債務等悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を案内します。	総務課 司法書士会	目標3
4	【消費生活相談の実施】 消費生活上のトラブルに関しての相談を受けて、支援につなげます。	消費生活センター 港湾商工課	目標3
5	【就労準備の支援】〈追加〉 一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援します。	福祉課	目標3



### (3) 勤務・経営問題に関わる自殺防止の推進

本市では、平成29年から令和4年までの全ての自殺者のうち勤務・経営の割合は42.9%となっており、高い割合となっています。

○ 国による本市の自殺実態プロファイル2022では、次のように分析しています。

志布志市の自殺の特徴

◎男性40～59歳、有職、家族と同居（平成29年から令和3年まで 6人）

背景にある主な自殺の危機経路の例

配置転換⇒過労⇒職場の人間関係の悩み+仕事の失敗⇒うつ状態⇒自殺

働く世代は、心理的にも社会的にも、また経済的にも負担を抱えることが多く、こころの健康を損ないやすい状況にあります。精神・経済・社会的な視点での包括的な取組を推進します。

#### ◆主な取組・担当部署◆

No.	内容	所管・関係機関	関連するSDGs
1	【相談支援体制の充実】 失業、倒産、多重債務等の悩みについて、相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じ適切な支援先につなげます。	社会福祉協議会	目標8
2	【就職説明会の実施】 求職者が効率的に企業情報の収集ができるよう、企業説明会を実施します。	港湾商工課 大隅公共職業安定所	目標8
3	【創業及び経営相談の実施】 創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談に応じます。	港湾商工課	目標8
4	【雇用促進運営協議会の実施】 雇用促進事業に取り組んでいる大隅公共職業安定所や志布志市シルバー人材センター等、各種団体が集まり、雇用に関する施策の推進や労務の強化促進を図ります。	港湾商工課	目標8
5	【リワーク事業の実施】〈追加〉 気分障害などの精神疾患を原因として休職している労働者に対し、職場復帰に向けたリハビリテーションを実施します。	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	目標3
6	【ひとり親家庭への資格取得の支援】〈追加〉 ひとり親家庭の親に対し、資格取得のために資金面での支援を行い、必要に応じ関係機関への相談につなげます。	福祉課	目標3 目標8
7	【市民向けゲートキーパー養成講座の開催】（再掲） 市民、中小企業等に向けて、ゲートキーパー（心のサポーターを含む）やメンタルヘルスに関する研修会を開催します。	保健課	目標3 目標4

## 第5章 自殺対策の推進体制等

### 1 地域におけるネットワーク

自殺対策は、家庭や学校、職域、地域など社会全般に関係しており、総合的な対策のためには、多分野の関係者の連携と協力の下に、効果的な施策を推進していく必要があります。

このため、幅広い関係機関・団体で構成される「志布志市健康づくり推進協議会」を活用し、官民一体となった自殺対策を推進するとともに、自殺対策の推進のための実務者で構成される「志布志市自殺対策ネットワーク会議」において、実効ある施策の推進を図ります。

また、市長を責任者とする「志布志市自殺対策推進本部」を設置して、全庁的な関連施策の推進を図ります。

#### (1) 志布志市健康づくり推進協議会

保健、医療、福祉、職域、教育、民間ボランティア等の幅広い関係機関や団体で構成される協議会であり、本市の自殺対策推進の中核組織として、自殺対策に係る計画案の作成や協議、計画の推進などを行います。

#### (2) 志布志市自殺対策ネットワーク会議

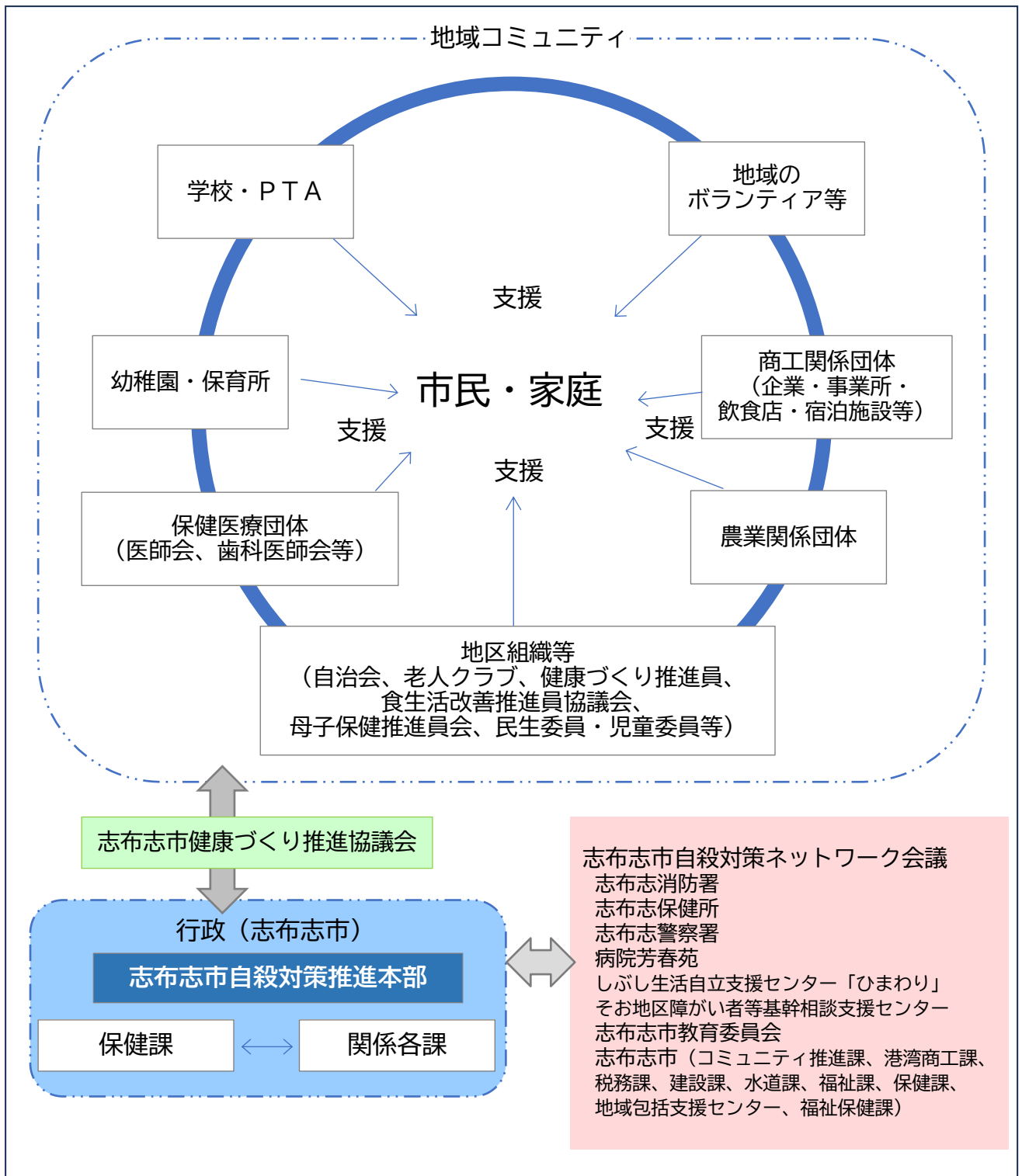
自殺対策に係る関係機関の担当が主体となった実務者会議であり、関係機関が連携し、役割分担を明確にして、市民が抱える複合的課題に関する具体的な対応策を協議します。

#### (3) 志布志市自殺対策推進本部

市長をトップとした全所属長で構成される庁内組織であり、市長の強いリーダーシップの下、全庁を挙げて横断的な自殺対策に取り組んでいきます。

また、下部組織として、自殺対策に係る庁内の関係職員で構成する「部会」を置き、現場における自殺対策の推進に取り組みます。

■健康づくり、自殺対策推進の連携イメージ



## 第6章 参考資料

## 1 第2次計画における生きる支援関連施策一覧

基本重点に★がついている事業は、基本施策・重点施策で主な取組に位置づけています。

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
1	★	職員研修事業	職員研修としてゲートキーパーやメンタルヘルスに関する講義を開催し、自殺対策に関する職員の意識を高める。	総務課	行政グループ
2	★	無料法律相談会	悩みを抱えた住民に対し、司法書士会が主催する相談会を開催し、支援する。	総務課	行政グループ
3		災害対策事業	被災のショックや長期にわたる避難生活などによる災害ストレスを軽減するため、関係機関と連携し、被災者に対するメンタルケアや精神疾病患者に対する相談体制を確立し、また、必要に応じて避難所への救護所等の設置、専門家の派遣等により心のケアを含めた対策を行う。	総務課	危機管理グループ
4	★	女性支援相談室及び相談専用フリーダイヤル	(1)女性の悩みや問題の相談室を、毎月1回(第3水曜日)開催する。 (2)専用相談フリーダイヤルを平日(土・日・祝日以外)の8:30から17:00まで開設する。	コミュニティ推進課	ダイバーシティ推進グループ
5		同和・人権啓発業務	講演会や研修会等の啓発活動を行うことで、人権感覚の醸成に繋がる問題・テーマを学び、誰もが差別を受けることなく、生きづらさを感じることはない社会づくりに寄与する。	コミュニティ推進課	ダイバーシティ推進グループ
6	★	消費者生活相談	専門の相談員が消費に関する相談を受け、相談内容によって問題解決のための助言や情報を提供する。	港湾商工課	消費生活センター
7	★	働きたいママのための再就職セミナー&お仕事相談カフェ	再就職を考えている女性に対してセミナー開催すると共に、育児サポート制度のある市内企業の説明会を行う。	港湾商工課	セールスグループ
8	★	ごみ出し困難者対策事業	ごみ出しが困難で、かつ、家族などから協力が得られない高齢者や障害者などに対し、戸別訪問により回収を行う。	市民環境課	環境政策グループ
9	★	ごみ分別困難者対策事業	家庭ごみを自ら分別することが困難で、かつ、家族からの協力が得られない高齢者や障害者などに対し、指定ごみ袋(ごみ分別お助け用)により出したごみ袋の回収、分別を行う。	市民環境課	環境政策グループ
10	★	民生委員・児童委員事務/定例会	地域で困難を抱えている人に気づき、適切な相談機関につなげる。	福祉課	生活福祉グループ
11		成年後見支援センター運営委託	成年後見制度の利用や、相談をきっかけに必要な支援につなぐことで、不安や悩みの解消につなげる。また、ここでの相談をきっかけにした早期発見と早期支援に努める。	福祉課	生活福祉グループ

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
12		高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク協議会	地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その地区障がい者等基幹相談支援センター等の関係機関で構成し、高齢者や障害者の虐待防止や早期発見のため、関係機関の連携体制の強化を図る。	福祉課	生活福祉グループ
13		生活保護に関する事務	就労支援・資産調査をはじめ生活保護受給者への各種相談及び支援の提供を行う。	福祉課	生活福祉グループ
14	★	生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業）	失業や借金、滞納、人間関係等、生活のことで悩んでいる方に対し、相談及び支援を行う（しづし生活自立支援センター「ひまわり」に委託）。	福祉課	生活福祉グループ
15	★	生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）	一般就労に向けた準備が整っていない方を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。	福祉課	生活福祉グループ
16		自立支援給付費支給事業	障がい者の生活を支えるために、生活介護、就労支援等の給付を行う。	福祉課	生活福祉グループ
17		障害者虐待防止事業	障がい者の緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に、障がい者の受入れ支援を行う。	福祉課	生活福祉グループ
18		障がい者相談員による相談業務	障がい者等の福祉に関する様々な問題について障がい者（児）及びその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障がい福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行う（その地区障がい者等基幹相談支援センターに委託）。	福祉課	生活福祉グループ
19		巡回支援専門員整備事業	発達障害等に関する知識を有する専門員が、保育所等の子どもやその親が集まる施設・場への巡回等支援を実施し、施設等の支援を担当する職員等特性のある子どもの保護者に対し、障がいの早期発見・早期対応のための助言等の支援を行う。	福祉課	生活福祉グループ
20		家庭児童相談員設置事業	家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談、指導を行う家庭児童相談員を配置する。	福祉課	児童福祉グループ
21		子育て支援センター事業	育児相談・保護者交流の場の提供をする。	福祉課	児童福祉グループ
22	★	高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するとともに、生活の軽減を図る。	福祉課	児童福祉グループ
23	★	自殺対策推進本部会議	全庁を挙げた横断的な自殺対策推進を協議する。	保健課	健康増進グループ
24	★	自殺対策ネットワーク会議	自殺対策に係る関係機関が集まり、情報交換や情報共有、自殺対策の推進等を協議する。	保健課	健康増進グループ

## 第6章 参考資料

	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
25	★	地域保健活動事業	地域の中で健康づくり活動を推進するために、関係機関や市民との連絡会（健康づくり推進協議会）を開催する。	保健課	健康増進グループ
26	★	地域保健活動事業	健康まつりなどの種々の機会を通じて、精神保健に関する次の事業を行う。 (1)各種イベント時に健康づくりコーナーを開設する。 (2)広報誌等を通じて、健康づくり月間の周知や精神保健に関する普及啓発を行う	保健課	健康増進グループ
27	★	こころの健康づくり事業	(1)ゲートキーパーを養成する。 (2)相談会による支援 (3)スマートフォン等から気軽に自分のストレスチェックができる「こころの体温計」を提供することで、こころの健康に関する啓発を図る。 (4)自殺予防週間に自殺予防パンフレットを配布することで、市民への啓発を図り、自殺防止に努める。(保健所と合同) (5)相談先リーフレットを作成し、市役所や関係機関で配布する。	保健課	健康増進グループ
28	★	うつチェックアンケート	30歳以上の特定・長寿健診受診者を対象に、うつチェックアンケートを実施し、早期発見及び支援を行う。	保健課	健康増進グループ
29	★	産婦健康診査事業	出産後間もない時期の母親の心身の健康状態を把握するため、産後2週間と産後1か月頃に医療機関に委託し、健診を実施。	保健課	健康増進グループ
30	★	子育て世代包括支援センター事業	(1)母子全戸訪問 妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、妊産婦や乳幼児の健康の保持増進を図る。 (2)ママのほっとカフェ 妊産婦の不安や生活上の困りごと等を軽減し、母親同士の仲間づくりを促すことで、安心して妊娠期や育児に臨めるようにするため、月1回、カフェを開催する。 (3)ふれ愛セミナー 思春期の子供に生命の尊さを理解させることにより、自己肯定感を高め、将来の親性の形成を支援する。	保健課	健康増進グループ
31		葬祭費	申請を行う方の中には、大切な方との死別や死後の各種手続きなどで様々な問題を抱え、自殺リスクの高まっている方がいる可能性もあるため、抱えている問題に応じて支援機関へつなぐ機会として活用する。	保健課	健康増進グループ
32		適正受診指導	個別に、重複服薬者への適正服薬指導を実施する。	保健課	健康増進グループ
33		保養所利用助成事業	高齢者向け相談窓口等のリーフレットを合わせて交付することにより、相談先情報等の周知機会とする。	保健課	健康増進グループ
34		地域保健活動事業	虐待予防・処遇困難事例・高齢者自立支援のために、地域支援ケアネットワークづくりを行う。	保健課	地域介護グループ



	基本重点	事業名	事業概要	課名	担当部署
35		総合相談	高齢者に必要な支援を把握するため、総合相談を行い、必要な支援につなげる。	保健課	地域介護グループ
36		地域福祉ネットワーク事業	地域コミュニティ協議会等が中心となり地域の要援護者の見守りやネットワーク会議を行う(社会福祉協議会へ委託)。	保健課	地域介護グループ
37		公営住宅事業	低額所得者に対して住宅を低廉な家賃で提供する。	建設課	建築住宅グループ
38	★	重層的支援体制整備事業への移行準備事業(R7年度から重層的支援体制整備事業)	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備することで重層的なセーフティネットの構築を目指す。	福祉保健課	重層支援グループ
39		奨学金に関する事務	有用な人材を育成するため、能力があるにもかかわらず経済的理由によって修学困難な者に対して、学資(奨学金)を貸与する。	教育総務課	総務施設グループ
40		就学援助及び特別支援学級就学奨励補助に関する事務	(1)経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品等の援助を行う。 (2)特別支援学級在籍者の保護者に対して、就学奨励費の補助を行う。	教育総務課	総務施設グループ
41	★	管理職等研修会・生徒指導主任等研修会・養護教諭等研修会	児童生徒の健全育成のために研修を実施し、いじめ・不登校・問題行動等の未然防止を図る。	学校教育課	学校教育グループ
42		自立支援事業	不登校児童生徒のための学びの多様化教室「松風」での個別支援を通して、学校復帰への支援を図る。	学校教育課	学校教育グループ
43	★	SOSの出し方教育の実施	小・中学校において、「こころの授業」を行うとともに、困難やストレスに直面した際に、信頼できる大人や相談機関にすぐに相談できるよう、具体的かつ実践的な教育を行う。	学校教育課	学校教育グループ
44	★	スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・問題行動・児童虐待等、児童生徒の背景にある家庭・友人関係・地域・学校等の環境への働き掛けを行い、改善を図る。	学校教育課	学校教育グループ
45	★	スクールカウンセラー配置事業	児童生徒、保護者及び教職員へのカウンセリングや教職員への助言等により、いじめ・不登校・問題行動等の解決を図る。	学校教育課	学校教育グループ
46	★	土曜学習教室事業	中学生を対象に外部講師による学習講座を開設し、学力向上や生活習慣の確立を図り、土曜日の教育環境をこれまで以上に豊かなものにする。	学校教育課	学校教育グループ
47	★	生涯学習まちづくり出前講座	生涯にわたって学習意欲をもち、自己実現を支援することを目的として、「生涯学習講座」を開設し、高齢者の生きがいづくり等を支援する。	生涯学習課	社会教育グループ

## 2 志布志市自殺予防対策相談窓口一覧

### (1) 妊娠・出産・子育てに関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
1	妊娠・出産・子育てに関する相談	子育て世代包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
2	育児に悩む親への相談	はぐくみランド 福祉課	099-472-8993	はぐくみランド開放日 (はぐくみ通信参照) 事業名：育児相談
3	不登校・就学相談 いじめなどの相談	福祉課	099-474-1111	毎週木曜日 9:00～14:00 事業名：教育相談 (はぐくみ通信参照)
		志布志市教育委員会 学校教育課	099-472-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
4	児童虐待に関する相談	福祉課 保健課 はぐくみランド 志布志市教育委員会 学校教育課	099-474-1111  099-472-8993 099-472-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

### (2) 高齢者・介護に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
5	高齢者に関する相談	地域包括支援センター 福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
6	高齢者虐待に関する相談	福祉課 地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
7	認知症に関する相談	地域包括支援センター	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 ※もの忘れ進行予防相談 会の事業は要問合せ



## (3) 障がい福祉に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
8	障がい福祉サービス等に関する相談	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	099-401-0028	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:30
		福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
9	障がい者に関する全般的な相談	そお地区障がい者等基幹相談支援センター	099-401-0028	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:30
		福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
10	障がい者虐待に関する相談	福祉課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15

## (4) 心と体の健康に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
11	心の健康や精神保健福祉に関する相談	志布志保健所	099-472-1021	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15 来所相談は事前に連絡
12	心と体の健康に関する相談	保健課	099-474-1111	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:15
13	病気の理解、対応、サービス等の学習	志布志保健所	099-472-1021	日程等は要問合せ 事業名：家族相互支援事業

## (5) パートナーとの関係に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
14	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ	099-472-1111	第3水曜日 13:30～16:30 事業名：女性支援相談室
15	配偶者やパートナーからの暴力等の相談	コミュニティ推進課 ダイバーシティ推進グループ	専用フリーダイヤル 0120-786-054	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00

(6) 生活・福祉・就労に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
16	失業、借金、住まい、引きこもり、人間関係等の相談	生活自立支援センター「ひまわり」	099-472-1830	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:00
17	生活困窮者に対する生活相談や生活保護の申請等に関する相談	福祉事務所	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:15
18	市営住宅に関する相談	建設課	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15
19	税金に関する相談	税務課	099-474-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15
20	就業に関する相談	志布志ふるさとハローワーク	099-471-1710	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:30～16:45

(7) 消費生活に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
21	消費者と事業者間のトラブルに関する相談	消費生活センター 港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 9:00～17:00

(8) 創業や経営に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
22	創業や経営に関する悩みや事業継承についての相談	港湾商工課	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15

(9) 複雑化・複合化した課題に関する相談

	相談内容	担当部署	連絡先	備考
23	生活の困りごとの相談	福祉保健課 重層支援グループ	099-472-1111	月～金曜日 (年未年始・祝日除く) 8:30～17:15

## 3 鹿児島県内のこころの健康・いのちに関する相談機関

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
24	電話相談	鹿児島県精神保健福祉センター	099-218-4755	月～金曜日 (年末年始・祝日除く) 8:30～17:00
25	自殺を考えている方の相談、大切な人を自死によって亡くされた方の相談	鹿児島県自殺予防情報センター	099-228-9558	月・木曜日 (祝日除く) 9:00～12:00 013:00～16:00
26	家族等を自死(自殺)によってなくされた遺族の分かち合いの会	こころ・つむぎの会	(問合せ先) 099-228-9558	初回は要予約・面接
27	精神的不安等、心の悩み事に関する相談	こころの電話	099-228-9566 099-228-9567	月～金曜日 9:00～12:00 13:00～16:30
28	自殺などのさまざまに困難を抱え、ひとり悩む方々の相談	鹿児島いのちの電話	099-250-7000	365日 24時間
29	生きにくさ暮らしにくさを抱えている人の相談	よりそいホットライン	0120-279-338	365日 24時間

(鹿児島県精神保健福祉センターホームページより)



## 4 全国のこころの健康・いのちに関する相談機関

## (1) 電話相談

	相談内容	相談窓口名称	連絡先	備考
30	「死にたい」「消えたい」「生きることに疲れた」などの気持ちを受け止め、状況を整理し、必要な支援策などについて一緒に考えます。	#いのち SOS (特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク)	0120-061-338	日曜日、月曜日、火曜日、 金曜日、土曜日 0:00~24:00 水曜日、木曜日 6:00~24:00
31	暮らしの悩みごと 話を聞いてほしい方 DV・性暴力などの相談をしたい方 外国語による相談をしたい方	よりそいホット ライン (一般社団法人 社会的包摂サポ ートセンター)	0120-279-338	0:00~24:00
32	様々な困難や危機にあって、自殺をも考えておられる方の相談電話です。	いのちの電話 (一般社団法人 日本いのちの電 話連盟)	0570-783-556	毎日 16:00~21:00
			0120-783-556	10:00~22:00
33	電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康電話相談」等の公的な相談機関に接続します。	こころの健康相 談統一ダイヤル	0570-064-556	
34	18歳までの子どもがかける電話です。	チャイルドライ ン (特定非営利活 動法人(NPO法 人)チャイルド ライン支援セン ター)	0120-99-7777	毎日 16:00~21:00
35	24時間子ども SOS ダイヤル、少年相談窓口等の情報があります。	子供の SOS の相 談窓口 (文部科学省)	0120-0-78310	
36	法務局・地方法務局の職員、または人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。	子どもの人権 110番 (法務省)	0120-007-110	平日 8:30~17:15

## (2) SNS 相談窓口

	相談内容	相談窓口名称	ホームページ等	相談時間、実施日時
37	SNS やチャットによる自殺防止の相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりも行います。	特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク	団体ホームページ URL : <a href="http://www.lifelink.or.jp/">http://www.lifelink.or.jp/</a> 	毎日 11:00~22:30
38	主要 SNS (LINE、Facebook) およびウェブチャットから、年齢・性別を問わず相談に応じます。	特定非営利活動法人 東京メンタルヘルス・スクエア	団体ホームページ URL : <a href="http://www.npo-tms/">http://www.npo-tms/</a> 【LINE】  【Facebook】  【チャット】 	毎日 第1部 12:00~15:50 (15:00 まで受付) 第2部 17:00~20:50 分 (20:00 まで受付) 第3部 21:00~23:50 (23:00 まで受付)  月曜日 4:00~6:50 (6:00 まで受付) 毎月1回 最終土曜日 から日曜日 24:00~ 5:50 (5:00 まで受付)
39	24時間365日、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口	特定非営利活動法人 あなたのいばしょ	団体ホームページ URL <a href="https://talkme.jp/">https://talkme.jp/</a> 	24時間365日
40	10代20代の女性のためのLINE相談	特定非営利活動法人 BOND プロジェクト	団体ホームページ URL <a href="https://bondproject.jp/">https://bondproject.jp/</a> 【LINE】 	毎週 月曜日・水曜日・ 木曜日・金曜日・土曜 日 10:00~22:00 (21:30 まで受付)
41	18歳以下の子どものためのチャット相談	特定非営利活動法人 チャイルドライン支援センター	団体ホームページ URL <a href="https://childline.or.jp/index.html">https://childline.or.jp/index.html</a> 【LINE】 	毎週水曜日・木曜日・ 金曜日・土曜日 16:00~21:00

(厚生労働省ホームページより)

## 5 大隅地域の精神科及び心療内科医療機関一覧

### (1) 精神科病院

病院名	所在地	連絡先
病院芳春苑	志布志市志布志町安楽 3008-5	099-472-0030
平上台病院	鹿屋市寿 4-1-43	0994-42-2889
桜ヶ丘病院	鹿屋市西原 4-15-5	0994-44-8686
メンタルホスピタル鹿屋	鹿屋市田崎町 1043-1	0994-42-3155
西原保養院	鹿屋市西原 2-29-22	0994-43-1783

(鹿児島県ホームページより引用)

### (2) 精神科・心療内科として届出した医療機関（精神病床のない機関）

※ 精神科・心療内科と登録されていても、外来が開設されているとは限りません。

受診に当たっては各医療機関にお尋ねください。

病院名	所在地	連絡先
石神診療所	志布志市有明町伊崎田 9102	099-474-0107
志布志中央クリニック	志布志市志布志町志布志 1290-1	099-472-3100
恒心会おぐら病院	鹿屋市笠之原町 27-22	0994-31-1218
井ノ上病院	鹿屋市王子町 3980-1	0994-42-5275
垂水中央病院	垂水市錦江町 1 番地 1 40	0994-32-5211

(鹿児島県地域医療・福祉情報サイト 地域医療情報データベースせごどんより引用)

### (3) 串間市・都城市・三股町の精神科病院（参考）

病院名	所在地	連絡先
大悟病院	三股町大字長田 1270	0986-52-5800
永田病院	都城市五十町 5173	0986-23-2863
藤元病院	都城市早鈴町 17-4	0986-25-1315
都城新生病院	都城市志比田町 3782	0986-22-0280

(宮崎県精神保健福祉センターホームページより引用)

### (4) 串間市・都城市・三股町の精神科・心療内科として届出した医療機関

(精神病床のない機関) (参考)

病院名	所在地	連絡先
あきづき医院	都城市上水流町 2307-1	0986-36-0534
たき心療内科クリニック	都城市若葉町 13-6	0986-46-9191
ライフクリニック	都城市安久町 6337-2	0986-39-2525
都城明生病院	都城市金田町 2263	0986-38-1120

(宮崎県精神保健福祉センターホームページより引用)



## 6 自殺対策基本法

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等（第十二条—第十四条）

第三章 基本的施策（第十五条—第二十二條）

第四章 自殺総合対策会議等（第二十三条—第二十五条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

3 国は、地方公共団体に対し、前項の責務が十分に果たされるように必要な助言その他の援助を行うものとする。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、国及び地方公共団体が実施する自殺対策に協力するとともに、その雇用する労働者の心の健康の保持を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第6章 参考資料

(国民の責務)

第五条 国民は、生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるよう努めるものとする。

(国民の理解の増進)

第六条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、自殺対策に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第七条 国民の間に広く自殺対策の重要性に関する理解と関心を深めるとともに、自殺対策の総合的な推進に資するため、自殺予防週間及び自殺対策強化月間を設

ける。2 自殺予防週間は九月十日から九月十六日までとし、自殺対策強化月間は三月とする。

3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

4 国及び地方公共団体は、自殺対策強化月間においては、自殺対策を集中的に展開するものとし、関係機関及び関係団体と相互に連携協力を図りながら、相談事業その他それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(関係者の連携協力)

第八条 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。第十七条第一項及び第三項において同じ。）、自殺対策に係る活動を行う民間の団体その他の関係者は、自殺対策の総合的かつ効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

### 第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱（次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。）を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県及び市町村に対する交付金の交付）

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

### 第三章 基本的施策

（調査研究等の推進及び体制の整備）

第十五条 国及び地方公共団体は、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するため、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究及び検証並びにその成果の活用を推進するとともに、自殺対策について、先進的な取組に関する情報その他の情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備を行うものとする。

（人材の確保等）

第十六条 国及び地方公共団体は、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図りながら、自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

（心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進等）

第十七条 国及び地方公共団体は、職域、学校、地域等における国民の心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保等必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策で大学及び高等専門学校に係るものを講ずるに当たっては、大学及び高等専門学校における教育の特性に配慮しなければならない。

3 学校は、当該学校に在籍する児童、生徒等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、当該学校に在籍する児童、生徒等に対し、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵（かん）養等に資する教育又は啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育又は啓発その他当該学校に在籍する児童、生徒等の心の健康の保持に係る教育又は啓発を行うよう努めるものとする。

（医療提供体制の整備）

第十八条 国及び地方公共団体は、心の健康の保持に支障を生じていることにより自殺のおそれがある者に対し必要な医療が早期かつ適切に提供されるよう、精神疾患を有する者が精神保健に関して学識経験を有する医師（以下この条において「精神科医」という。）の診療を受けやすい環境の整備、良質かつ適切な精神医療が提供される体制の整備、身体の傷害又は疾病についての診療の初期の段階における当該診療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、救急医療を行う医師と精神科医との適切な連携の確保、精神科医とその地域において自殺対策に係る活動を行

## 第6章 参考資料

うその他の心理、保健福祉等に関する専門家、民間の団体等の関係者との円滑な連携の確保等必要な施策を講ずるものとする。

（自殺発生回避のための体制の整備等）

第十九条 国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとする。

（自殺未遂者等の支援）

第二十条 国及び地方公共団体は、自殺未遂者が再び自殺を図ることのないよう、自殺未遂者等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（自殺者の親族等の支援）

第二十一条 国及び地方公共団体は、自殺又は自殺未遂が自殺者又は自殺未遂者の親族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう、当該親族等への適切な支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

（民間団体の活動の支援）

第二十二条 国及び地方公共団体は、民間の団体が行う自殺の防止、自殺者の親族等の支援等に関する活動を支援するため、助言、財政上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

### 第四章 自殺総合対策会議等

（設置及び所掌事務）

第二十三条 厚生労働省に、特別の機関として、自殺総合対策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 自殺総合対策大綱の案を作成すること。

二 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

（会議の組織等）

第二十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、厚生労働大臣をもって充てる。

3 委員は、厚生労働大臣以外の国務大臣のうちから、厚生労働大臣の申出により、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

（必要な組織の整備）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織の整備を図るものとする。

## 7 自殺総合対策大綱（概要）

### 「自殺総合対策大綱」（令和4年10月閣議決定）（概要）

- 平成18年に自殺対策基本法が成立。
- 同法に基づき「自殺総合対策大綱」に基づき、自殺対策を推進。

現行：令和4年10月14日閣議決定  
第3次：平成29年7月25日閣議決定  
第2次：平成24年8月28日閣議決定  
第1次：平成19年6月8日閣議決定

#### 第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

- ✓ 自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等  
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

#### 第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

- ✓ 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
- ✓ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている
- ✓ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進
- ✓ 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

#### 第3 自殺総合対策の基本方針

1. 生きることの包括的な支援として推進する
2. 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
3. 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
4. 実践と啓発を両輪として推進する
5. 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

#### 第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する
2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す
3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する
4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る
5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する
6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする
7. 社会全体の自殺リスクを低下させる
8. 自殺未遂者の再発の自殺企図を防ぐ
9. 遺された人への支援を充実する
10. 民間団体との連携を強化する
11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する
12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する
13. 女性の自殺対策を更に推進する

#### 第5 自殺対策の数値目標

- ✓ 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指すため、当面は先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成27年と比べて30%以上減少させることとする。  
（平成27年：18.5 ⇒ 令和8年：13.0以下）※令和2年：16.4

#### 第6 推進体制等

1. 国における推進体制
2. 地域における計画的な自殺対策の推進
3. 施策の評価及び管理
4. 大綱の見直し

### 「自殺総合対策大綱」 ＜第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要＞

#### 1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- 地域自殺実態プロフィール、地域自殺対策の政策パッケージの作成
- 地域自殺対策計画の策定・見直し等の支援
- 地域自殺対策推進センターへの支援
  - ・地域自殺対策推進センター長の設置の支援
  - ・全国の地域自殺対策推進センター長による会議の開催に向けた支援
- 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

#### 2. 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す

- 自殺予防週間と自殺対策強化月間の実施
- 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
- 自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及、うつ病等についての普及啓発
  - ・「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」「自殺対策とは、生きることの包括的支援である」という認識の普及
  - ・メンタルヘルスの正しい知識の普及促進

#### 3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

- 自殺の実態や自殺対策の実施状況等に関する調査研究・検証・成果活用
  - ・相談機関等に集約される情報の活用の検討
- 子ども・若者及び女性等の自殺調査、死因究明制度との運動
  - ・自殺等の事案について詳細な調査・分析
  - ・予防のための子どもの死亡検証(CDR; Child Death Review)の推進
  - ・若者、女性及び性的マイノリティの生きづらさ等に関する支援一体系の実態把握
- コロナ禍における自殺等の調査
- うつ病等の精神疾患の病態解明等につながる学際的研究

#### 4. 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る

- 大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- 連携調整を担う人材の養成
- かかりつけ医、地域保健スタッフ、公的機関職員等の資質向上
- 教職員に対する普及啓発
- 介護支援専門員等への研修
- ゲートキーパーの養成
  - ・若者を含めたゲートキーパー養成
- 自殺対策従事者への心のケア
  - ・スーパーバイザーの役割を果たす専門職の配置等を支援
- 家族・知人、ゲートキーパー等を含めた支援者への支援

#### 5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
  - ・パワーハラスメント対策の推進、SNS相談の実施
- 地域における心の健康づくり推進体制の整備
- 学校における心の健康づくり推進体制の整備
- 大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

#### 6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- 精神科医療、保健、福祉等の連動性の向上、専門職の配置
- 精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
  - ・自殺の危険性の高い人を早期に発見し確実に精神科医療につなげるよう体制の充実
- 子どもに対する精神保健医療福祉サービスの提供体制の整備
  - ・子どもの心の診療体制の整備
- うつ病、依存症等うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策

#### 7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

- 相談体制の充実と相談窓口情報等の分かりやすい発信、アウトリーチ強化
- ICT（インターネット・SNS等）活用
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進。
- インターネット上の誹謗中傷及び自殺関連情報対策の強化
  - ・自殺の誘引・勧誘等情報についての必要な自殺防止措置・サイバーコントロールによる取組を推進
  - ・特定個人を誹謗中傷する書き込みの速やかな削除の支援や人権相談等を実施
- ひきこもり、児童虐待、性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、ひとり親家庭に対する支援
- 性的マイノリティの方等に対する支援の充実
- 関係機関等の連携に必要な情報共有
- 自殺対策に資する居場所づくりの推進
  - ・オンラインでの取組も含めて孤立を防ぐための居場所づくり等を推進
- 報道機関に対するWHOガイドライン等の周知
- 自殺対策に関する国際協力の推進

「自殺総合対策大綱」  
 < 第4 自殺総合対策における当面の重点施策の概要 >

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- 地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- 救急医療機関における精神科医による診療体制等の充実
- 医療と地域の連携推進による包括的な未遂者支援の強化
  - ・自殺未遂者を退院後に円滑に精神科医療につなげるための医療連携体制の整備
  - ・自殺未遂者から得られた実態を分析し、匿名でのデータベース化を推進
- 居場所づくりとの連動による支援
- 家族等の身近な支援者に対する支援
  - ・傾聴スキルを学べる動画等の作成・啓発
- 学校、職場等での事後対応の促進

9. 遺された人への支援を充実する

- 遺族の自助グループ等の運営支援
- 学校、職場等での事後対応の促進
  - ・学校、職場、公的機関における遺族等に寄り添った事後対応等の促進
- 遺族等の総合的な支援ニーズに対する情報提供の推進等
  - ・遺族等が直面する行政上の諸手続や法的問題等への支援の推進
- 遺族等に対応する公的機関の職員の資質の向上
- 遺児等への支援
  - ・ヤングケアラーとなっている遺児の支援強化

10. 民間団体との連携を強化する

- 民間団体の人材育成に対する支援
- 地域における連携体制の確立
- 民間団体の相談事業に対する支援
  - ・多様な相談ニーズに対応するため、SNS等を活用した相談事業支援を拡充
- 民間団体の先駆的・試行的取組や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- いじめを苦にした子どもの自殺の予防
- 学生・生徒への支援充実
  - ・長期休業の前後の時期における自殺予防を推進
  - ・タブレット端末の活用等による自殺リスクの把握やプッシュ型の支援情報の発信を推進
  - ・学校、地域の支援者等が連携して子どもの自殺対策にあたることのできる仕組みや緊急対応時の教職員等が迅速に相談を行う体制の構築
  - ・不登校の子どもへの支援について、学校内外における居場所等の確保
- SOSの出し方に関する教育の推進
  - ・命の大切さ・尊さ、SOSの出し方、精神疾患への正しい理解や適切な対応を含めた心の健康の保持に係る教育等の推進
  - ・子どもがSOSを出しやすい環境を整えるとともに、大人が子どものSOSを受け止められる体制を構築
- 子ども・若者への支援や若者の特性に応じた支援の充実
  - ・SNS等を活用した相談事業支援の拡充、ICTを活用した情報発信を推進
- 知人等への支援
  - ・ゲートキーパー等を含めた自殺対策従事者の心の健康を維持する仕組みづくり
- 子ども・若者の自殺対策を推進するための体制整備
  - ・こども家庭庁と連携し、体制整備を検討

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- 長時間労働の是正
  - ・勤務時間管理の徹底及び長時間労働の是正の推進
  - ・勤務間インターバル制度の導入促進
  - ・コロナ禍で進んだテレワークを含め、職場のメンタルヘルス対策の推進
  - ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、過労死等の防止対策を推進
  - ・副業・兼業への対応
- 職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ハラスメント防止対策
  - ・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等に関するハラスメントの防止

13. 女性の自殺対策を更に推進する

- 妊産婦への支援の充実
  - ・予期せぬ妊娠等により身体的・精神的な悩みや不安を抱えた若年妊婦等について性と健康の相談センター事業等による支援を推進
- コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性支援
  - ・子育て中の女性等を対象にきめ細かな就職支援
  - ・配偶者等からの暴力の相談体制の整備を進める等、被害者支援の更なる充実
  - ・様々な困難・課題を抱える女性に寄り添ったきめ細かい相談支援等の地方公共団体による取組を支援
- 困難な問題を抱える女性への支援

## 8 志布志市健康づくり推進協議会設置要綱

平成18年1月1日

告示第53号

改正 平成20年3月24日告示第17号

平成20年3月27日告示第35号

平成30年8月1日告示第57号

令和5年3月28日告示第25号

(設置)

第1条 市が実施する保健事業等の円滑かつ効果的な推進を図るため、志布志市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 健康づくり事業の実施計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の案の作成に関すること。
- (3) 関係団体の協力確保に関すること。
- (4) その他地域の実情に応じた保健事業等の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関、保健医療関係団体、地区の衛生組織、学校、事業所等の代表者及び学識経験者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 参考資料

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年3月24日告示第17号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月27日告示第35号抄)

(施行期日)

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年8月1日告示第57号)

この告示は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月28日告示第25号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示による改正後の志布志市健康づくり推進協議会設置要綱の施行に伴い新たに委嘱される委員の任期は、同要綱第4条第1項の規定にかかわらず、令和6年3月31日までとする。



## 9 志布志市自殺対策ネットワーク会議設置要綱

平成30年8月1日

告示第58号

改正 平成30年10月29日告示第71号  
令和3年4月1日告示第41号  
令和4年3月28日告示第34号  
令和5年3月29日告示第26号  
令和6年3月15日告示第16号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第8条の規定に基づき、自殺対策について関係機関等と相互に連携を図りながら協力するとともに、当該自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、志布志市自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係機関等との自殺対策に係る連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策基本法第13条第2項に規定に基づく市町村自殺対策計画の内容に係る協議に関すること。
- (3) その他自殺対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる関係機関等の職員等のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 大隅地域振興局保健福祉環境部志布志支所
- (2) 大隅曾於地区消防組合
- (3) 志布志警察署
- (4) コミュニティ推進課
- (5) 港湾商工課
- (6) 税務課
- (7) 福祉課
- (8) 保健課
- (9) 建設課
- (10) 志布志支所福祉保健課重層支援グループ
- (11) 教育委員会学校教育課
- (12) 教育委員会生涯学習課
- (13) 水道課
- (14) 社会福祉法人志布志市社会福祉協議会
- (15) そお地区障がい者等基幹相談支援センター

## 第6章 参考資料

(16) 医療法人左右会病院芳春苑

(17) その他市長が必要と認める関係機関等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期中前条第2項各号に掲げる関係機関等の職員等でなくなったときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(会長)

第5条 ネットワーク会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、ネットワーク会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年9月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。

附 則（平成30年10月29日告示第71号）

この告示は、平成30年11月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第41号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第34号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日告示第26号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月15日告示第16号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

## 10 志布志市自殺対策推進本部規程

平成30年8月1日

訓令第14号

改正 令和2年12月28日訓令第9号

令和4年3月28日訓令第13号

令和5年3月29日訓令第2号

(設置)

第1条 自殺対策に関する施策を全庁的に推進するため、志布志市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する市町村自殺対策計画の実施状況の検証に関すること。
- (2) 自殺対策について必要な各部門間相互の調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項の審議及び自殺対策の実施の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 前項の規定により副本部長が本部長の職務を代理する順序は、副市長である副本部長、教育長である副本部長の順序とする。

(会議)

第5条 本部の会議（以下「会議」という。）は、本部長が招集する。

- 2 会議は、本部員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

## 第6章 参考資料

- 2 部会に属すべき部員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する部員がこれに当たる。
- 4 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する部員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(部会の報告)

第7条 部会長は、部会の会議の結果を速やかに本部長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則 (令和2年12月28日訓令第9号抄)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日訓令第13号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日訓令第2号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

総務課長 財務課長 総合政策課長 コミュニティ推進課長 情報管理課長 港湾商工課長 税務課長 市民環境課長 福祉課長 保健課長 農政畜産課長 耕地林務水産課長 建設課長 松山支所総務市民課長 松山支所産業建設課長 志布志支所市民税務課長 志布志支所福祉保健課長 志布志支所産業建設課長 有明支所地域振興課長 会計課長 議会事務局長 教育委員会教育総務課長 教育委員会学校教育課長 教育委員会生涯学習課長 農業委員会事務局長 水道課長
---

## 11 志布志市自殺対策計画 策定経過

開催日程	会議名称等	概要
令和5年5月29日	第1回 志布志市自殺対策本部会議	志布志市における自殺の実態について説明
令和5年6月1日	第1回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	志布志市における自殺の実態について説明 住民意識調査の内容について検討
令和5年6月29日	第1回 志布志市健康づくり推進協議会	志布志市における自殺の実態について説明
令和5年7月～8月	住民意識調査の実施	市民（18歳以上）1,500人 志布志市立小・中学校に在籍する小学6年生、中学3年生を対象に実施
令和5年10月3日	第2回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	住民意識調査の結果について報告 本市の自殺の現状の分析、課題の整理
令和5年10月～ 令和5年11月	自殺対策計画取組実施状況評価、事業棚卸し実施	「生きる支援」関連事業の見直しを実施
令和5年11月21日	第3回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	住民意識調査の分析結果について報告 基本施策・重点施策の取組について検討
令和6年1月12日～ 令和6年1月26日	パブリックコメントの実施	期間中、市ホームページ、保健課、各支所保健係、志布志市立図書館、各条例公民館において計画（素案）を公表 意見数：1件（1人）
令和6年2月7日	第2回 志布志市健康づくり推進協議会	計画（素案）に対する意見交換
令和6年2月19日	第1回 まちづくり委員会	計画（素案）に対する意見交換
令和6年2月21日	第4回 志布志市自殺対策ネットワーク会議	素案策定
令和6年2月28日	パブリックコメントの結果公表	市ホームページにおいて公表
令和6年3月4日	第2回 志布志市自殺対策推進本部会議	計画（案）の承認
令和6年3月29日	市長決裁により計画策定	

---

第2次志布志市自殺対策計画  
(令和6年度～令和10年度)

---

令和6年3月発行

発行・編集

志布志市 保健課

〒899-7492 鹿児島県志布志市有明町野井倉 1756 番地

T E L 099-474-1111

F A X 099-474-2281

E-mail: [hokentaisaku@city.shibushi.lg.jp](mailto:hokentaisaku@city.shibushi.lg.jp)

志布志市HP: <https://www.city.shibushi.lg.jp/>

---





志布志市